

厚生労働省発雇児0514第2号  
平成26年5月14日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市市長  
殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」  
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成26年4月分の措置費等の支弁、徴収及び負担から適用することとされたので通知する。

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号 平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号 平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号 平成26年5月14日厚生労働省発雇児0514第2号</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p> <p>平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号 平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号 平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号 平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号 平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号</p>

## 改正後

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

### (通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

### 第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする

- (1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

## 現行

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

### (通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

### 第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする

- (1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

## 改正後

- (2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。
- 2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。  
また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。  
ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。
- 3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の月額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。
- 4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。
- 5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が一級地とされている地域とする。
- (2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。
- (3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。
- (4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が四級地

## 現 行

- (2) 事業費 事務費以外の経費であつて、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。
- 2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。  
また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。  
ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。
- 3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の月額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。
- 4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。
- 5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が一級地とされている地域とする。
- (2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。
- (3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。
- (4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が四級地

改正後

- とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。
- (5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。
- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域（川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。）及び狭山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
- (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。
- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措

現行

- とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。
- (5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。
- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域（川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。）及び狭山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
- (8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。
- 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
- 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。
- 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
- 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措

改正後

置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種類別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
		都道府県立施設		1/2	1/2
	都道府県、指定都市、中核市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2

現 行

置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種類別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
		都道府県立施設		1/2	1/2
	都道府県、指定都市、中核市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2

改正後

その他の施設 里親の措置費 等	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市	都道府県立施設、 市町村立施設及び 私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の 措置費等	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

現 行

その他の施設 里親の措置費 等	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市	都道府県立施設、 市町村立施設及び 私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の 措置費等	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

## 改正後

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(5)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
2 心理療法担当職員加算分保護単価 (常勤職員)	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表 2 のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(6)心理療法担当職員分保護単価
3 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(7)個別対応職員加算分月額保護単価
4 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表 2 のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(8)職業指導員加算分保護単価
5 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(9)看護師加算分月額保護単価
6 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価(10)母子生活支援施設保育士加算分保護単価

## 現 行

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(5)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
2 心理療法担当職員加算分保護単価 (常勤職員)	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表 2 のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(6)心理療法担当職員分保護単価
3 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(7)個別対応職員加算分月額保護単価
4 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表 2 のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(8)職業指導員加算分保護単価
5 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(9)看護師加算分月額保護単価
6 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価(10)母子生活支援施設保育士加算分保護単価

改正後			現 行		
7 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯及び20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	7 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯及び20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
8 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	8 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
9 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数	9 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
10 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)寒冷地加算分保護単価	10 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)寒冷地加算分保護単価
11 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(27)事務用採暖費加算分保護単価	11 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(27)事務用採暖費加算分保護単価
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価	12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

改正後

現 行

<p>13民間施設給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>14除雪費</p>	<p>豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)除雪費加算分保護単価</p>
<p>15降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(29)降灰除去費加算分保護単価</p>

<p>13民間施設給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）× 別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>14除雪費</p>	<p>豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)除雪費加算分保護単価</p>
<p>15降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(29)降灰除去費加算分保護単価</p>

改正後

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

現行

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

改正後	現 行
<p>(5) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p> <p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(23)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p> <p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p>	<p>(5) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p> <p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(23)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p> <p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p>
<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第3号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。</p>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからソまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからソまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する</p>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価× [定員(その月初日において私的 契約児があるときは、その数を控 除した数)－その月初日の2歳児 措置児数－その月初日の3歳以上 児措置児数]＋2歳児の月額保護 単価×その月初日の2歳児措置児 数＋3歳以上児の月額保護単価× その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合につい ては、初めて児童を受託した日の 属する月から6ヶ月間は、その施 設の月額保護単価×その施設の定 員とし、それ以降については、そ の施設の月額保護単価×その施設 のその月初日の現員(その月初日 において私的契約児及び家庭裁判 所からの補導委託児等があるとき は、その数を控除した数)</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価×その 施設の定員(その月初日において 私的契約児及び家庭裁判所からの 補導委託児等があるときは、その 数を控除した数)×支弁率</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価× [定員(その月初日において私的 契約児があるときは、その数を控 除した数)－その月初日の2歳児 措置児数－その月初日の3歳以上 児措置児数]＋2歳児の月額保護 単価×その月初日の2歳児措置児 数＋3歳以上児の月額保護単価× その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合につい ては、初めて児童を受託した日の 属する月から6ヶ月間は、その施 設の月額保護単価×その施設の定 員とし、それ以降については、そ の施設の月額保護単価×その施設 のその月初日の現員(その月初日 において私的契約児及び家庭裁判 所からの補導委託児等があるとき は、その数を控除した数)</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価×その 施設の定員(その月初日において 私的契約児及び家庭裁判所からの 補導委託児等があるときは、その 数を控除した数)×支弁率</p>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>その支弁義務者の支弁すべきその 月初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童 数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その 協定人員（その月初日において私 的契約児及び家庭裁判所からの補 導委託児等があるときは、その数 を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護 施設に乳児、1歳児、2歳児又は 年少児がそれぞれ入所している場 合には、次の算式により算定した 額。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少 児加算分月額保護単価×その月初 日の乳児、1歳児、2歳児又は年 少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施 設、情緒障害児短期治療施設、乳 児院が寒冷地手当支給規則の一部 を改正する省令（平成16年総務省 令第129号）の施行（平成16年10 月28日）前の寒冷地手当支給規則 （昭和39年総理府令第33号）別表 第1に掲げる旧5級地である地域</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>その支弁義務者の支弁すべきその 月初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童 数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その 協定人員（その月初日において私 的契約児及び家庭裁判所からの補 導委託児等があるときは、その数 を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護 施設に乳児、1歳児、2歳児又は 年少児がそれぞれ入所している場 合には、次の算式により算定した 額。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少 児加算分月額保護単価×その月初 日の乳児、1歳児、2歳児又は年 少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施 設、情緒障害児短期治療施設、乳 児院が寒冷地手当支給規則の一部 を改正する省令（平成16年総務省 令第129号）の施行（平成16年10 月28日）前の寒冷地手当支給規則 （昭和39年総理府令第33号）別表 第1に掲げる旧5級地である地域</p>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合におい</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合におい</p>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>ては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。</p> <p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>ては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員。</p> <p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 ケ 乳児院が別に定める基準に該当 する場合には次の算式に よって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>乳児院（定員40人以上）の家庭 支援専門相談員加算分月額保護単 価×アの算式により算定した定員 コ 母子生活支援施設が別に定める 基準に該当する場合には次 の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別生活指導費加算分月額保護 単価×アの算式により算定した定 員×配置人数 サ 母子生活支援施設が別に定める 基準に該当する場合には次 の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>夜間警備体制強化加算分月額保 護単価×アの算式により算定した 定員</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 ケ 乳児院が別に定める基準に該当 する場合には次の算式に よって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>乳児院（定員40人以上）の家庭 支援専門相談員加算分月額保護単 価×アの算式により算定した定員 コ 母子生活支援施設が別に定める 基準に該当する場合には次 の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別生活指導費加算分月額保護 単価×アの算式により算定した定 員×配置人数 サ 母子生活支援施設が別に定める 基準に該当する場合には次 の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>夜間警備体制強化加算分月額保 護単価×アの算式により算定した 定員</p>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、<u>年額308,000円</u>を限度とする。</p> <p>ソ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにお</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、<u>年額300,000円</u>を限度とする。</p> <p>ソ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにお</p>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>いて別に定める基準に該当する場 合においては次の額。</p> <p>算式</p> <p>建物の賃借に係る実費。ただ し、月額100,000円を限度とする。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事 務費の支弁額は、その開所する月 (自立援助ホーム及びファミリー ホームにあっては、初めて児童を受 託した日の属する月)の前月分の支払 額は、次の算式により算定した額と し、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日がその月 の初日でなかった場合においては、 本文の適用はない。</p> <p>算式</p> <p>その施設の月額保護単価(民間 施設給与等改善費を除く。)×そ の施設の定員×0.5(半月分)</p> <p>(3)一時保護所の事務費の支弁額は、 次のアからウまでにより算定した額 の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該 当する保護単価。</p> <p>{ [前年度の一時保護延べ人日/ 12月/30.4] (小数点以下第1位 の数値を切り上げる) ×1.205}</p> <p>(小数点以下第1位の数値を四捨五入)</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>いて別に定める基準に該当する場 合においては次の額。</p> <p>算式</p> <p>建物の賃借に係る実費。ただ し、月額100,000円を限度とする。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事 務費の支弁額は、その開所する月 (自立援助ホーム及びファミリー ホームにあっては、初めて児童を受 託した日の属する月)の前月分の支払 額は、次の算式により算定した額と し、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日がその月 の初日でなかった場合においては、 本文の適用はない。</p> <p>算式</p> <p>その施設の月額保護単価(民間 施設給与等改善費を除く。)×そ の施設の定員×0.5(半月分)</p> <p>(3)一時保護所の事務費の支弁額は、 次のアからウまでにより算定した額 の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該 当する保護単価。</p> <p>{ [前年度の一時保護延べ人日/ 12月/30.4] (小数点以下第1位 の数値を切り上げる) ×1.205}</p> <p>(小数点以下第1位の数値を四捨五入)</p>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left( \begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>
(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所(一時保護委託を含む)の一時保護児	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p>
	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left( \begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>
(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所(一時保護委託を含む)の一時保護児	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p>
	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	

改正後

現 行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																	
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)</p> <p>一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 56,180円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 48,690円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 48,690円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分 49,120円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 56,440円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 48,950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分 56,180円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児分 48,690円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 56,180円	乳児以外分 48,690円	児童自立支援施設	入所児分 48,690円	通所児分 14,980円	情緒障害児短期治療施設	入所児分 49,120円	通所児分 14,980円	里親	乳児分 56,440円	乳児以外分 48,950円	乳児院	3才未満児分 56,180円	3歳以上児分 48,690円
施設種別	一般生活費(月額)																			
児童養護施設	乳児分 56,180円																			
	乳児以外分 48,690円																			
児童自立支援施設	入所児分 48,690円																			
	通所児分 14,980円																			
情緒障害児短期治療施設	入所児分 49,120円																			
	通所児分 14,980円																			
里親	乳児分 56,440円																			
	乳児以外分 48,950円																			
乳児院	3才未満児分 56,180円																			
	3歳以上児分 48,690円																			
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)																		

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																	
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)</p> <p>一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 54,730円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分 47,860円</td> </tr> <tr> <td>通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 54,980円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 47,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分 54,730円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児分 47,430円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 54,730円	乳児以外分 47,430円	児童自立支援施設	入所児分 47,430円	通所児分 14,600円	情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円	通所児分 14,600円	里親	乳児分 54,980円	乳児以外分 47,680円	乳児院	3才未満児分 54,730円	3歳以上児分 47,430円
施設種別	一般生活費(月額)																			
児童養護施設	乳児分 54,730円																			
	乳児以外分 47,430円																			
児童自立支援施設	入所児分 47,430円																			
	通所児分 14,600円																			
情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円																			
	通所児分 14,600円																			
里親	乳児分 54,980円																			
	乳児以外分 47,680円																			
乳児院	3才未満児分 54,730円																			
	3歳以上児分 47,430円																			
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)																		

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
			<table border="1" data-bbox="651 411 1095 751"> <tr> <td data-bbox="651 411 846 523">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="846 411 1095 523">乳児分 56,180円 乳児以外分 48,690円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 523 846 555">自立援助ホーム</td> <td data-bbox="846 523 1095 555">10,610円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 555 846 751">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="846 555 1095 751">入所者 3,640円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,130円 3歳以上児 5,770円</td> </tr> </table> <p data-bbox="651 751 1095 783">算式(2)</p> <p data-bbox="651 783 1095 943">乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価95,820円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p data-bbox="651 943 1095 1294">(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p data-bbox="651 1294 1095 1326">算式</p> <p data-bbox="651 1326 1095 1445">(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人</p>	ファミリーホーム	乳児分 56,180円 乳児以外分 48,690円	自立援助ホーム	10,610円	母子生活支援施設	入所者 3,640円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,130円 3歳以上児 5,770円
ファミリーホーム	乳児分 56,180円 乳児以外分 48,690円								
自立援助ホーム	10,610円								
母子生活支援施設	入所者 3,640円 保育室保育入所児童 3歳未満児 9,130円 3歳以上児 5,770円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
			<table border="1" data-bbox="1700 411 2143 751"> <tr> <td data-bbox="1700 411 1895 523">ファミリーホーム</td> <td data-bbox="1895 411 2143 523">乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1700 523 1895 555">自立援助ホーム</td> <td data-bbox="1895 523 2143 555">10,340円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1700 555 1895 751">母子生活支援施設</td> <td data-bbox="1895 555 2143 751">入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円</td> </tr> </table> <p data-bbox="1700 751 2143 783">算式(2)</p> <p data-bbox="1700 783 2143 943">乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価95,000円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p data-bbox="1700 943 2143 1294">(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p data-bbox="1700 1294 2143 1326">算式</p> <p data-bbox="1700 1326 2143 1445">(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人</p>	ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	自立援助ホーム	10,340円	母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円
ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円								
自立援助ホーム	10,340円								
母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円								

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)一般生活費月額保護単価 ÷30.4) ×その月の措置児童 (者) 延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p style="padding-left: 40px;">(月額保護単価÷その月の開所 日数) ×その月の通所した日数</p>

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			<p>員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p style="padding-left: 40px;">(1)一般生活費月額保護単価 ÷30.4) ×その月の措置児童 (者) 延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p style="padding-left: 40px;">(月額保護単価÷その月の開所 日数) ×その月の通所した日数</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×<u>1,600円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,850円</u>）</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×<u>3,240円</u>（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p>
	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数×<u>5,600円</u></p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×<u>1,560円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,800円</u>）</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×<u>3,150円</u>（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p>
	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数×<u>5,500円</u></p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童(3歳未満児)	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額 <u>2,260円</u>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム 算式(1) 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数×日額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童(3歳未満児)	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額 <u>2,150円</u>

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(5) 助 産 施 設 基 本 分 保 護 費	ア 助 産 施 設 の 入 所 妊 産 婦  点 数 分	施設の運営に 必要な事務費 及び生活諸経 費	次の算式により算定した額の合算 額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健 康保険、日雇労働者健康保険、国 民健康保険、船員保険、国家公務 員共済組合、公共企業体職員等共 済組合、地方公務員等共済組合又 は私立学校教職員共済組合等をい う。以下同じ。)の被保険者、組 合員又は被扶養者である場合にお いては、診療報酬の算定方法(平 成20年厚生労働省告示第59号。以 下「診療報酬の算定方法」とい う。)及び入院時食事療養費に係 る食事療養及び入院時生活療養費 に係る生活療養の費用の額の算定 に関する基準(平成18年厚生労 働省告示第99号。以下「入院時食 事療養費の算定基準」という。)に 準じて算定した額から、その社 会保険において給付が行われる額 を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦につ いては診療報酬の算定方法及び入 院時食事療養費の算定基準に準じ て算定した額。

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(5) 助 産 施 設 基 本 分 保 護 費	ア 助 産 施 設 の 入 所 妊 産 婦  点 数 分	施設の運営に 必要な事務費 及び生活諸経 費	次の算式により算定した額の合算 額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健 康保険、日雇労働者健康保険、国 民健康保険、船員保険、国家公務 員共済組合、公共企業体職員等共 済組合、地方公務員等共済組合又 は私立学校教職員共済組合等をい う。以下同じ。)の被保険者、組 合員又は被扶養者である場合にお いては、診療報酬の算定方法(平 成20年厚生労働省告示第59号。以 下「診療報酬の算定方法」とい う。)及び入院時食事療養費に係 る食事療養及び入院時生活療養費 に係る生活療養の費用の額の算定 に関する基準(平成18年厚生労 働省告示第99号。以下「入院時食 事療養費の算定基準」という。)に 準じて算定した額から、その社 会保険において給付が行われる額 を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦につ いては診療報酬の算定方法及び入 院時食事療養費の算定基準に準じ て算定した額。

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄		経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
				<p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>（注）異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>
イ 点 数 以 外 の 分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>200,090円</u> を限度として支弁できる。
	(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄		経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
				<p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>（注）異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>
イ 点 数 以 外 の 分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>200,180円</u> を限度として支弁できる。
	(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。

改正後

現 行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
	(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童		その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であって、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
	(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童		その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であって、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。

## 改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数

## 現 行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
		(8)特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="647 411 1075 539"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
		(8)特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	<p>教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="1695 411 2123 539"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児280円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価60,970円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものの数)</p>

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価59,010円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価55,000円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものの数)</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数  見学旅行費保護単価表 (措置児童(者) 1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,190円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,190円	中学校第3学年	57,290円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	21,190円										
中学校第3学年	57,290円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。								
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数  見学旅行費保護単価表 (措置児童(者) 1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	108,200円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	20,600円										
中学校第3学年	55,900円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	108,200円										

改正後

現 行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式</p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表</p> <p>(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年入学児童	47,400円
学 年 別	保護単価(年額)								
小学校第1学年入学児童	40,600円								
中学校第1学年入学児童	47,400円								
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(2)に限る）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童の	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表</p> <p>(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公 私 別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,910円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </tbody> </table>	公 私 別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,910円	私立高等学校	33,910円
公 私 別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	22,910円								
私立高等学校	33,910円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式</p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表</p> <p>(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年入学児童	46,100円
学 年 別	保護単価(年額)								
小学校第1学年入学児童	39,500円								
中学校第1学年入学児童	46,100円								
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(2)に限る）、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童の	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表</p> <p>(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公 私 別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table>	公 私 別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公 私 別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								

改正後				現 行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
	うち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）（第3欄の(3)に限る）。	(2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等 (3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	算式(2) 入学時特別加算費年額保護単価 <u>60,970円</u> × 高等学校第1学年入学措置児童数 算式(3) 資格取得等特別加算費年額保護単価 <u>56,570円</u> × 該当児童数（資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるものの数）		うち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く。）（第3欄の(3)に限る）。	(2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等 (3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	算式(2) 入学時特別加算費年額保護単価 <u>59,010円</u> × 高等学校第1学年入学措置児童数 算式(3) 資格取得等特別加算費年額保護単価 <u>55,000円</u> × 該当児童数（資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるものの数）
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 <u>3,090円</u> × 夏季等特別行事参加措置児童数	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 <u>3,000円</u> × 夏季等特別行事参加措置児童数

改正後

現 行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 <u>5,210円</u> ×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 <u>5,070円</u> ×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			や薬局の窓口で負担した実費の額。
(15) 職 業 補 導 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 <u>4,940</u> 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 児 童 用 採 暖 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
			や薬局の窓口で負担した実費の額。
(15) 職 業 補 導 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 <u>4,800</u> 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 児 童 用 採 暖 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																								
			<p>算式(2)</p> <p>次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="645 762 1093 1129"> <thead> <tr> <th>施設種別 級地別</th> <th>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>7,000円</td> <td>7,410円</td> <td>1,170円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,360円</td> <td>5,810円</td> <td>980円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,470円</td> <td>3,690円</td> <td>610円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,580円</td> <td>2,690円</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,290円</td> <td>1,290円</td> <td>190円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部	旧5級地	7,000円	7,410円	1,170円	旧4級地	5,360円	5,810円	980円	旧3級地	3,470円	3,690円	610円	旧2級地	2,580円	2,690円	390円	その他の地域	1,290円	1,290円	190円
施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部																								
旧5級地	7,000円	7,410円	1,170円																								
旧4級地	5,360円	5,810円	980円																								
旧3級地	3,470円	3,690円	610円																								
旧2級地	2,580円	2,690円	390円																								
その他の地域	1,290円	1,290円	190円																								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																								
			<p>算式(2)</p> <p>次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1693 762 2141 1129"> <thead> <tr> <th>施設種別 級地別</th> <th>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220円</td> <td>5,660円</td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380円</td> <td>3,590円</td> <td>590円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520円</td> <td>2,620円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260円</td> <td>1,260円</td> <td>190円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部	旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220円	5,660円	960円	旧3級地	3,380円	3,590円	590円	旧2級地	2,520円	2,620円	380円	その他の地域	1,260円	1,260円	190円
施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部																								
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																								
旧4級地	5,220円	5,660円	960円																								
旧3級地	3,380円	3,590円	590円																								
旧2級地	2,520円	2,620円	380円																								
その他の地域	1,260円	1,260円	190円																								

改正後

現 行

費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
就職 支 度 費	(17) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 <u>81,260円</u> ×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>194,930円</u> ×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数	就職 支 度 費	(17) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 <u>79,000円</u> ×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>189,510円</u> ×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
大学 進 学 等 自 立 生 活 支 度 費	(18) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 <u>81,260円</u> ×その月の進学による措置解除児童数	大学 進 学 等 自 立 生 活 支 度 費	(18) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 <u>79,000円</u> ×その月の進学による措置解除児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件 当たり特別基準保護単価 <u>194,930</u> 円×その月の別に定める基準による 進学による措置解除児童数				算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件 当たり特別基準保護単価 <u>189,510</u> 円×その月の別に定める基準による 進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が <u>158,350円</u> を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは <u>9,190円</u> の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価 <u>158,350円</u> ×死亡児数	(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が <u>153,900円</u> を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは <u>8,940円</u> の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価 <u>153,900円</u> ×死亡児数
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。	(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。

改正後

現 行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(21) 里親手当・里親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価 <u>43,820円</u> ×新規委託措置児童数
(22) ファミリーホーム受託支度費	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価 <u>43,820円</u> ×新規委託措置児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(21) 里親手当・里親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価 <u>42,600円</u> ×新規委託措置児童数
(22) ファミリーホーム受託支度費	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価 <u>42,600円</u> ×新規委託措置児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(23) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額2,360円

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(23) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額2,360円

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

改正後

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技工士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

[ (事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷その月の日数] ×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

現行

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技工士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

[ (事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷その月の日数] ×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

改正後

- 第7 保護単価等の特例措置  
都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。
- 第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置  
児童福祉法の一部改正（平成9年法律第74号）により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。
- 第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置  
児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円

現行

- 第7 保護単価等の特例措置  
都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。
- 第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置  
児童福祉法の一部改正（平成9年法律第74号）により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。
- 第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置  
児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部 自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円

改正後

現 行

B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500	2,200
C 2	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000	4,500
D 2		15,001円から 40,000円まで	13,500	6,700
D 3		40,001円から 70,000円まで	18,700	9,300
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000	14,500
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは 41,200円とする。)	20,600
D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)

B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500	2,200
C 2	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000	4,500
D 2		15,001円から 40,000円まで	13,500	6,700
D 3		40,001円から 70,000円まで	18,700	9,300
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000	14,500
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは 41,200円とする。)	20,600
D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)

## 改正後

D 7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が68,700円 を超えるときは 68,700円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が34,300円 を超えるときは 34,300円とす る。)
D 8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が85,000円 を超えるときは 85,000円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が42,500円 を超えるときは 42,500円とす る。)
D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が102,900円 を超えるときは 102,900円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が51,400円 を超えるときは 51,400円とす る。)
D 10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が122,500円 を超えるときは 122,500円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が61,200円 を超えるときは 61,200円とす る。)

## 現 行

D 7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が68,700円 を超えるときは 68,700円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が34,300円 を超えるときは 34,300円とす る。)
D 8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が85,000円 を超えるときは 85,000円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が42,500円 を超えるときは 42,500円とす る。)
D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が102,900円 を超えるときは 102,900円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が51,400円 を超えるときは 51,400円とす る。)
D 10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が122,500円 を超えるときは 122,500円とす る。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が61,200円 を超えるときは 61,200円とす る。)

改正後

現 行

D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収

D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収

備考 1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。  
なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とす

備考 1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。  
なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とす

改正後

現 行

る。

2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）
- (2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」

…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

る。

2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）
- (2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」

…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

改正後

現 行

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
  - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費等) 国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
  - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費等) 国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係

改正後

現 行

る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

改正後

現 行

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>224,750</u>	<u>220,240</u>	<u>215,740</u>	<u>212,730</u>	<u>209,730</u>	<u>206,720</u>	<u>202,220</u>	<u>197,710</u>
31～35人	<u>209,840</u>	<u>205,610</u>	<u>201,390</u>	<u>198,580</u>	<u>195,760</u>	<u>192,950</u>	<u>188,730</u>	<u>184,510</u>
36～40	<u>194,920</u>	<u>190,990</u>	<u>187,050</u>	<u>184,430</u>	<u>181,810</u>	<u>179,180</u>	<u>175,250</u>	<u>171,310</u>
41～45	<u>190,900</u>	<u>187,000</u>	<u>183,090</u>	<u>180,490</u>	<u>177,890</u>	<u>175,290</u>	<u>171,390</u>	<u>167,480</u>
46～50	<u>167,130</u>	<u>163,720</u>	<u>160,300</u>	<u>158,020</u>	<u>155,740</u>	<u>153,460</u>	<u>150,050</u>	<u>146,630</u>
51～55	<u>162,950</u>	<u>159,620</u>	<u>156,280</u>	<u>154,060</u>	<u>151,830</u>	<u>149,610</u>	<u>146,270</u>	<u>142,930</u>
56～60	<u>158,770</u>	<u>155,520</u>	<u>152,270</u>	<u>150,090</u>	<u>147,920</u>	<u>145,750</u>	<u>142,500</u>	<u>139,240</u>
61～65	<u>154,760</u>	<u>151,590</u>	<u>148,410</u>	<u>146,290</u>	<u>144,180</u>	<u>142,060</u>	<u>138,880</u>	<u>135,710</u>
66～70	<u>150,740</u>	<u>147,650</u>	<u>144,550</u>	<u>142,490</u>	<u>140,430</u>	<u>138,360</u>	<u>135,270</u>	<u>132,180</u>
71～75	<u>147,160</u>	<u>144,140</u>	<u>141,110</u>	<u>139,100</u>	<u>137,080</u>	<u>135,070</u>	<u>132,040</u>	<u>129,020</u>
76～80	<u>143,570</u>	<u>140,620</u>	<u>137,670</u>	<u>135,700</u>	<u>133,730</u>	<u>131,760</u>	<u>128,810</u>	<u>125,860</u>
81～85	<u>140,970</u>	<u>138,060</u>	<u>135,160</u>	<u>133,230</u>	<u>131,300</u>	<u>129,360</u>	<u>126,460</u>	<u>123,560</u>
86～90	<u>138,360</u>	<u>135,510</u>	<u>132,660</u>	<u>130,760</u>	<u>128,860</u>	<u>126,960</u>	<u>124,110</u>	<u>121,260</u>
91～95	<u>135,510</u>	<u>132,730</u>	<u>129,940</u>	<u>128,090</u>	<u>126,230</u>	<u>124,380</u>	<u>121,590</u>	<u>118,800</u>
96～100	<u>132,680</u>	<u>129,960</u>	<u>127,230</u>	<u>125,420</u>	<u>123,600</u>	<u>121,790</u>	<u>119,070</u>	<u>116,350</u>
101～105	<u>131,230</u>	<u>128,530</u>	<u>125,840</u>	<u>124,040</u>	<u>122,240</u>	<u>120,440</u>	<u>117,760</u>	<u>115,060</u>
106～110	<u>129,780</u>	<u>127,110</u>	<u>124,440</u>	<u>122,660</u>	<u>120,880</u>	<u>119,110</u>	<u>116,440</u>	<u>113,770</u>
111～115	<u>128,320</u>	<u>125,680</u>	<u>123,040</u>	<u>121,280</u>	<u>119,520</u>	<u>117,760</u>	<u>115,120</u>	<u>112,480</u>
116～120	<u>126,860</u>	<u>124,250</u>	<u>121,640</u>	<u>119,900</u>	<u>118,150</u>	<u>116,410</u>	<u>113,800</u>	<u>111,190</u>
121～125	<u>125,550</u>	<u>122,950</u>	<u>120,370</u>	<u>118,640</u>	<u>116,920</u>	<u>115,190</u>	<u>112,600</u>	<u>110,020</u>
126～130	<u>124,230</u>	<u>121,660</u>	<u>119,090</u>	<u>117,390</u>	<u>115,680</u>	<u>113,970</u>	<u>111,410</u>	<u>108,850</u>
131～135	<u>123,370</u>	<u>120,820</u>	<u>118,270</u>	<u>116,580</u>	<u>114,880</u>	<u>113,170</u>	<u>110,630</u>	<u>108,080</u>
136～140	<u>122,520</u>	<u>119,980</u>	<u>117,450</u>	<u>115,760</u>	<u>114,070</u>	<u>112,390</u>	<u>109,850</u>	<u>107,320</u>
141～145	<u>121,300</u>	<u>118,790</u>	<u>116,270</u>	<u>114,600</u>	<u>112,930</u>	<u>111,250</u>	<u>108,740</u>	<u>106,230</u>
146～150	<u>120,080</u>	<u>117,590</u>	<u>115,100</u>	<u>113,440</u>	<u>111,780</u>	<u>110,120</u>	<u>107,640</u>	<u>105,150</u>
151人以上	<u>119,470</u>	<u>116,990</u>	<u>114,520</u>	<u>112,870</u>	<u>111,210</u>	<u>109,570</u>	<u>107,090</u>	<u>104,610</u>

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1-1 一般分保護単価(民間施設給与改善費の支給対象施設及び効率施設(平成25年4月～6月分までの単価))

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>223,890</u>	<u>219,390</u>	<u>214,890</u>	<u>211,890</u>	<u>208,890</u>	<u>205,900</u>	<u>201,400</u>	<u>196,900</u>
31～35人	<u>209,030</u>	<u>204,820</u>	<u>200,610</u>	<u>197,800</u>	<u>194,990</u>	<u>192,180</u>	<u>187,970</u>	<u>183,760</u>
36～40	<u>194,180</u>	<u>190,250</u>	<u>186,330</u>	<u>183,710</u>	<u>181,090</u>	<u>178,470</u>	<u>174,540</u>	<u>170,610</u>
41～45	<u>190,190</u>	<u>186,300</u>	<u>182,400</u>	<u>179,810</u>	<u>177,210</u>	<u>174,620</u>	<u>170,720</u>	<u>166,830</u>
46～50	<u>166,520</u>	<u>163,110</u>	<u>159,700</u>	<u>157,420</u>	<u>155,150</u>	<u>152,870</u>	<u>149,460</u>	<u>146,050</u>
51～55	<u>162,360</u>	<u>159,030</u>	<u>155,690</u>	<u>153,480</u>	<u>151,260</u>	<u>149,030</u>	<u>145,710</u>	<u>142,380</u>
56～60	<u>158,200</u>	<u>154,940</u>	<u>151,700</u>	<u>149,530</u>	<u>147,370</u>	<u>145,200</u>	<u>141,950</u>	<u>138,700</u>
61～65	<u>154,200</u>	<u>151,030</u>	<u>147,860</u>	<u>145,750</u>	<u>143,630</u>	<u>141,520</u>	<u>138,350</u>	<u>135,180</u>
66～70	<u>150,200</u>	<u>147,110</u>	<u>144,020</u>	<u>141,960</u>	<u>139,900</u>	<u>137,840</u>	<u>134,750</u>	<u>131,660</u>
71～75	<u>146,630</u>	<u>143,610</u>	<u>140,590</u>	<u>138,580</u>	<u>136,570</u>	<u>134,560</u>	<u>131,540</u>	<u>128,520</u>
76～80	<u>143,050</u>	<u>140,110</u>	<u>137,170</u>	<u>135,200</u>	<u>133,230</u>	<u>131,270</u>	<u>128,320</u>	<u>125,380</u>
81～85	<u>140,460</u>	<u>137,570</u>	<u>134,670</u>	<u>132,740</u>	<u>130,810</u>	<u>128,880</u>	<u>125,990</u>	<u>123,090</u>
86～90	<u>137,860</u>	<u>135,020</u>	<u>132,170</u>	<u>130,280</u>	<u>128,380</u>	<u>126,490</u>	<u>123,650</u>	<u>120,800</u>
91～95	<u>135,030</u>	<u>132,260</u>	<u>129,480</u>	<u>127,620</u>	<u>125,770</u>	<u>123,920</u>	<u>121,130</u>	<u>118,360</u>
96～100	<u>132,210</u>	<u>129,500</u>	<u>126,780</u>	<u>124,970</u>	<u>123,160</u>	<u>121,340</u>	<u>118,630</u>	<u>115,910</u>
101～105	<u>130,770</u>	<u>128,070</u>	<u>125,390</u>	<u>123,590</u>	<u>121,800</u>	<u>120,000</u>	<u>117,320</u>	<u>114,620</u>
106～110	<u>129,320</u>	<u>126,660</u>	<u>124,000</u>	<u>122,220</u>	<u>120,450</u>	<u>118,670</u>	<u>116,010</u>	<u>113,350</u>
111～115	<u>127,870</u>	<u>125,240</u>	<u>122,600</u>	<u>120,840</u>	<u>119,080</u>	<u>117,330</u>	<u>114,690</u>	<u>112,060</u>
116～120	<u>126,420</u>	<u>123,810</u>	<u>121,200</u>	<u>119,460</u>	<u>117,720</u>	<u>115,980</u>	<u>113,380</u>	<u>110,770</u>
121～125	<u>125,100</u>	<u>122,520</u>	<u>119,930</u>	<u>118,210</u>	<u>116,490</u>	<u>114,770</u>	<u>112,180</u>	<u>109,600</u>
126～130	<u>123,790</u>	<u>121,230</u>	<u>118,670</u>	<u>116,970</u>	<u>115,260</u>	<u>113,550</u>	<u>110,990</u>	<u>108,440</u>
131～135	<u>122,940</u>	<u>120,390</u>	<u>117,850</u>	<u>116,150</u>	<u>114,460</u>	<u>112,760</u>	<u>110,220</u>	<u>107,670</u>
136～140	<u>122,090</u>	<u>119,560</u>	<u>117,030</u>	<u>115,340</u>	<u>113,660</u>	<u>111,970</u>	<u>109,450</u>	<u>106,910</u>
141～145	<u>120,870</u>	<u>118,360</u>	<u>115,860</u>	<u>114,180</u>	<u>112,510</u>	<u>110,840</u>	<u>108,340</u>	<u>105,830</u>
146～150	<u>119,650</u>	<u>117,170</u>	<u>114,690</u>	<u>113,030</u>	<u>111,380</u>	<u>109,720</u>	<u>107,240</u>	<u>104,750</u>
151人以上	<u>119,050</u>	<u>116,580</u>	<u>114,110</u>	<u>112,460</u>	<u>110,810</u>	<u>109,170</u>	<u>106,690</u>	<u>104,220</u>

改正後

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>237,200</u>	<u>232,390</u>	<u>227,590</u>	<u>224,380</u>	<u>221,180</u>	<u>217,970</u>	<u>213,160</u>	<u>208,350</u>
31～35人	<u>220,940</u>	<u>216,450</u>	<u>211,960</u>	<u>208,960</u>	<u>205,980</u>	<u>202,980</u>	<u>198,490</u>	<u>194,000</u>
36～40	<u>204,670</u>	<u>200,500</u>	<u>196,330</u>	<u>193,550</u>	<u>190,770</u>	<u>187,990</u>	<u>183,820</u>	<u>179,650</u>

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>223,150</u>	<u>219,550</u>	<u>215,940</u>	<u>213,540</u>	<u>211,140</u>	<u>208,740</u>	<u>205,130</u>	<u>201,530</u>

現行

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>236,310</u>	<u>231,510</u>	<u>226,710</u>	<u>223,510</u>	<u>220,320</u>	<u>217,120</u>	<u>212,320</u>	<u>207,520</u>
31～35人	<u>220,110</u>	<u>215,630</u>	<u>211,150</u>	<u>208,160</u>	<u>205,170</u>	<u>202,190</u>	<u>197,700</u>	<u>193,230</u>
36～40	<u>203,910</u>	<u>199,750</u>	<u>195,590</u>	<u>192,810</u>	<u>190,040</u>	<u>187,260</u>	<u>183,100</u>	<u>178,930</u>

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>221,590</u>	<u>217,990</u>	<u>214,390</u>	<u>212,000</u>	<u>209,600</u>	<u>207,200</u>	<u>203,600</u>	<u>200,010</u>

改正後

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	264,340	259,420	254,500	251,220	247,940	244,660	239,740	234,820
31～35人	249,130	244,460	239,780	236,660	233,540	230,420	225,750	221,070
36～40	233,920	229,490	225,050	222,100	219,150	216,190	211,750	207,330
41～45	230,030	225,590	221,150	218,190	215,220	212,260	207,820	203,380
46～50	216,390	212,170	207,960	205,150	202,340	199,530	195,310	191,100
51～55	210,790	206,670	202,550	199,800	197,050	194,300	190,180	186,060
56～60	205,200	201,170	197,140	194,460	191,770	189,080	185,060	181,030
61～65	200,530	196,570	192,620	189,990	187,350	184,710	180,760	176,800
66～70	195,860	191,980	188,090	185,510	182,920	180,330	176,460	172,580
71～75	191,560	187,750	183,940	181,400	178,860	176,320	172,510	168,700
76～80	187,270	183,520	179,780	177,290	174,800	172,300	168,560	164,820
81～85	184,190	180,490	176,800	174,330	171,870	169,400	165,710	162,010
86～90	181,110	177,460	173,800	171,370	168,930	166,500	162,850	159,200
91～95	177,770	174,170	170,560	168,150	165,750	163,350	159,740	156,130
96～100	174,440	170,880	167,320	164,940	162,570	160,190	156,630	153,070
101～105	173,070	169,540	166,010	163,650	161,300	158,950	155,410	151,880
106～110	171,720	168,210	164,700	162,370	160,030	157,700	154,190	150,680
111～115	170,090	166,610	163,130	160,810	158,500	156,180	152,700	149,230
116～120	168,450	165,010	161,550	159,250	156,960	154,660	151,210	147,760
121～125	167,440	164,010	160,580	158,290	156,000	153,720	150,280	146,850
126～130	166,440	163,010	159,600	157,320	155,050	152,770	149,350	145,930
131～135	165,160	161,760	158,370	156,110	153,840	151,580	148,190	144,790
136～140	163,880	160,510	157,140	154,890	152,640	150,390	147,020	143,640
141～145	162,840	159,480	156,120	153,880	151,640	149,400	146,040	142,680
146～150	161,800	158,460	155,110	152,880	150,650	148,420	145,070	141,720
151人以上	160,940	157,620	154,280	152,060	149,840	147,620	144,280	140,960

現 行

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	263,360	258,450	253,540	250,260	246,990	243,720	238,810	233,900
31～35人	248,220	243,550	238,880	235,770	232,650	229,550	224,880	220,210
36～40	233,070	228,650	224,220	221,270	218,320	215,370	210,950	206,530
41～45	229,220	224,780	220,350	217,390	214,440	211,480	207,050	202,610
46～50	215,630	211,430	207,220	204,410	201,610	198,800	194,590	190,390
51～55	210,060	205,940	201,830	199,090	196,350	193,600	189,480	185,370
56～60	204,490	200,470	196,440	193,760	191,090	188,400	184,380	180,360
61～65	199,840	195,890	191,940	189,310	186,670	184,050	180,100	176,150
66～70	195,180	191,310	187,430	184,850	182,270	179,690	175,820	171,940
71～75	190,900	187,100	183,300	180,760	178,220	175,690	171,880	168,080
76～80	186,620	182,890	179,160	176,660	174,180	171,690	167,950	164,210
81～85	183,560	179,870	176,180	173,720	171,260	168,800	165,110	161,420
86～90	180,490	176,850	173,200	170,770	168,340	165,910	162,260	158,620
91～95	177,160	173,560	169,960	167,570	165,170	162,760	159,170	155,570
96～100	173,840	170,290	166,730	164,360	161,990	159,630	156,070	152,520
101～105	172,490	168,960	165,440	163,080	160,730	158,380	154,850	151,330
106～110	171,140	167,630	164,140	161,800	159,470	157,140	153,640	150,140
111～115	169,510	166,040	162,570	160,250	157,940	155,630	152,160	148,690
116～120	167,880	164,440	161,000	158,710	156,410	154,110	150,670	147,230
121～125	166,880	163,450	160,030	157,740	155,460	153,170	149,740	146,320
126～130	165,870	162,460	159,050	156,770	154,500	152,230	148,820	145,410
131～135	164,600	161,210	157,820	155,560	153,300	151,040	147,660	144,270
136～140	163,340	159,960	156,600	154,350	152,110	149,860	146,500	143,130
141～145	162,300	158,940	155,580	153,350	151,110	148,880	145,530	142,170
146～150	161,260	157,920	154,580	152,350	150,120	147,890	144,550	141,210
151人以上	160,400	157,080	153,750	151,540	149,320	147,100	143,780	140,450

改正後

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	774,340	758,850	743,350	733,020	722,690	712,350	696,860	681,360
11~15人	611,980	599,600	587,220	578,970	570,710	562,460	550,080	537,700
16~20	544,380	533,100	521,810	514,290	506,770	499,250	487,970	476,680
21~25	475,930	466,040	456,140	449,550	442,950	436,350	426,460	416,560
26~30	457,380	447,830	438,290	431,930	425,570	419,200	409,660	400,120
31~35	443,950	434,670	425,390	419,200	413,010	406,820	397,540	388,250
36~40	430,520	421,510	412,480	406,470	400,450	394,440	385,420	376,400
41~45	418,980	410,190	401,390	395,530	389,670	383,810	375,010	366,210
46~50	407,450	398,880	390,310	384,590	378,880	373,170	364,600	356,030
51~55	402,700	394,230	385,750	380,100	374,450	368,790	360,320	351,840
56~60	397,950	389,570	381,190	375,600	370,010	364,420	356,040	347,660
61~65	393,680	385,380	377,080	371,550	366,020	360,480	352,180	343,880
66~70	389,400	381,190	372,970	367,490	362,020	356,540	348,330	340,110
71~75	385,610	377,470	369,330	363,900	358,470	353,050	344,910	336,770
76~80	381,810	373,750	365,680	360,300	354,930	349,550	341,490	333,420
81~85	378,170	370,180	362,180	356,860	351,520	346,200	338,200	330,210
86~90	374,530	366,610	358,680	353,400	348,120	342,840	334,920	327,000
91人以上	370,530	362,690	354,850	349,620	344,390	339,170	331,330	323,490

現 行

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人	771,400	755,930	740,460	730,150	719,840	709,530	694,060	678,590
11~15人	609,710	597,350	584,990	576,750	568,510	560,280	547,920	535,560
16~20	542,370	531,110	519,850	512,340	504,830	497,320	486,060	474,800
21~25	474,190	464,310	454,440	447,850	441,270	434,680	424,810	414,930
26~30	455,710	446,190	436,660	430,310	423,960	417,610	408,080	398,550
31~35	442,340	433,070	423,810	417,630	411,460	405,280	396,010	386,750
36~40	428,970	419,960	410,960	404,950	398,950	392,950	383,950	374,950
41~45	417,470	408,690	399,910	394,060	388,210	382,360	373,580	364,800
46~50	405,980	397,430	388,870	383,170	377,470	371,770	363,210	354,660
51~55	401,260	392,790	384,330	378,690	373,050	367,410	358,950	350,490
56~60	396,530	388,160	379,800	374,210	368,640	363,060	354,690	346,320
61~65	392,270	383,990	375,710	370,180	364,660	359,130	350,850	342,570
66~70	388,010	379,810	371,610	366,140	360,680	355,210	347,010	338,810
71~75	384,230	376,110	367,980	362,570	357,150	351,730	343,610	335,480
76~80	380,460	372,410	364,350	358,990	353,620	348,250	340,200	332,150
81~85	376,820	368,840	360,870	355,550	350,230	344,910	336,930	328,950
86~90	373,200	365,290	357,380	352,110	346,840	341,570	333,660	325,760
91人以上	369,220	361,390	353,560	348,350	343,130	337,910	330,080	322,260

改正後

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	<u>679,710</u>	<u>666,250</u>	<u>652,790</u>	<u>643,810</u>	<u>634,840</u>	<u>625,860</u>	<u>612,400</u>	<u>598,940</u>
11~15人	<u>550,950</u>	<u>539,850</u>	<u>528,740</u>	<u>521,340</u>	<u>513,930</u>	<u>506,530</u>	<u>495,420</u>	<u>484,320</u>
16~20	<u>473,830</u>	<u>464,020</u>	<u>454,220</u>	<u>447,680</u>	<u>441,140</u>	<u>434,610</u>	<u>424,800</u>	<u>415,000</u>
21~25	<u>438,340</u>	<u>429,210</u>	<u>420,090</u>	<u>414,000</u>	<u>407,910</u>	<u>401,830</u>	<u>392,700</u>	<u>383,570</u>
26~30	<u>410,790</u>	<u>402,200</u>	<u>393,600</u>	<u>387,880</u>	<u>382,150</u>	<u>376,420</u>	<u>367,830</u>	<u>359,240</u>
31~35	<u>398,280</u>	<u>389,940</u>	<u>381,590</u>	<u>376,020</u>	<u>370,450</u>	<u>364,890</u>	<u>356,540</u>	<u>348,190</u>
36~40	<u>385,780</u>	<u>377,670</u>	<u>369,570</u>	<u>364,160</u>	<u>358,760</u>	<u>353,360</u>	<u>345,250</u>	<u>337,140</u>
41~45	<u>373,270</u>	<u>365,410</u>	<u>357,550</u>	<u>352,310</u>	<u>347,060</u>	<u>341,820</u>	<u>333,960</u>	<u>326,100</u>
46~50	<u>360,770</u>	<u>353,150</u>	<u>345,530</u>	<u>340,450</u>	<u>335,370</u>	<u>330,290</u>	<u>322,670</u>	<u>315,050</u>
51~55	<u>356,660</u>	<u>349,120</u>	<u>341,580</u>	<u>336,560</u>	<u>331,530</u>	<u>326,510</u>	<u>318,970</u>	<u>311,430</u>
56~60	<u>352,550</u>	<u>345,100</u>	<u>337,640</u>	<u>332,670</u>	<u>327,690</u>	<u>322,720</u>	<u>315,260</u>	<u>307,810</u>
61~65	<u>348,450</u>	<u>341,070</u>	<u>333,690</u>	<u>328,770</u>	<u>323,860</u>	<u>318,940</u>	<u>311,560</u>	<u>304,180</u>
66~70	<u>344,340</u>	<u>337,040</u>	<u>329,750</u>	<u>324,880</u>	<u>320,020</u>	<u>315,150</u>	<u>307,860</u>	<u>300,560</u>
71~75	<u>340,230</u>	<u>333,020</u>	<u>325,800</u>	<u>320,990</u>	<u>316,180</u>	<u>311,370</u>	<u>304,160</u>	<u>296,940</u>
76~80	<u>336,120</u>	<u>328,990</u>	<u>321,850</u>	<u>317,100</u>	<u>312,340</u>	<u>307,590</u>	<u>300,450</u>	<u>293,320</u>
81~85	<u>332,010</u>	<u>324,960</u>	<u>317,910</u>	<u>313,210</u>	<u>308,500</u>	<u>303,800</u>	<u>296,750</u>	<u>289,700</u>
86~90	<u>327,900</u>	<u>320,930</u>	<u>313,960</u>	<u>309,310</u>	<u>304,670</u>	<u>300,020</u>	<u>293,050</u>	<u>286,080</u>
91人以上	<u>323,800</u>	<u>316,910</u>	<u>310,020</u>	<u>305,420</u>	<u>300,830</u>	<u>296,230</u>	<u>289,340</u>	<u>282,450</u>

現行

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	<u>677,050</u>	<u>663,620</u>	<u>650,180</u>	<u>641,220</u>	<u>632,260</u>	<u>623,300</u>	<u>609,870</u>	<u>596,430</u>
11~15人	<u>548,880</u>	<u>537,800</u>	<u>526,710</u>	<u>519,320</u>	<u>511,930</u>	<u>504,540</u>	<u>493,450</u>	<u>482,370</u>
16~20	<u>472,060</u>	<u>462,270</u>	<u>452,480</u>	<u>445,960</u>	<u>439,430</u>	<u>432,910</u>	<u>423,120</u>	<u>413,330</u>
21~25	<u>436,740</u>	<u>427,630</u>	<u>418,510</u>	<u>412,440</u>	<u>406,360</u>	<u>400,290</u>	<u>391,180</u>	<u>382,070</u>
26~30	<u>409,290</u>	<u>400,720</u>	<u>392,140</u>	<u>386,420</u>	<u>380,710</u>	<u>374,990</u>	<u>366,410</u>	<u>357,840</u>
31~35	<u>396,840</u>	<u>388,510</u>	<u>380,170</u>	<u>374,620</u>	<u>369,060</u>	<u>363,510</u>	<u>355,170</u>	<u>346,840</u>
36~40	<u>384,390</u>	<u>376,300</u>	<u>368,210</u>	<u>362,810</u>	<u>357,420</u>	<u>352,020</u>	<u>343,930</u>	<u>335,840</u>
41~45	<u>371,940</u>	<u>364,090</u>	<u>356,240</u>	<u>351,010</u>	<u>345,770</u>	<u>340,540</u>	<u>332,690</u>	<u>324,850</u>
46~50	<u>359,480</u>	<u>351,880</u>	<u>344,270</u>	<u>339,200</u>	<u>334,130</u>	<u>329,060</u>	<u>321,450</u>	<u>313,850</u>
51~55	<u>355,390</u>	<u>347,870</u>	<u>340,340</u>	<u>335,320</u>	<u>330,310</u>	<u>325,290</u>	<u>317,770</u>	<u>310,240</u>
56~60	<u>351,300</u>	<u>343,860</u>	<u>336,410</u>	<u>331,450</u>	<u>326,480</u>	<u>321,520</u>	<u>314,080</u>	<u>306,630</u>
61~65	<u>347,210</u>	<u>339,850</u>	<u>332,480</u>	<u>327,570</u>	<u>322,660</u>	<u>317,760</u>	<u>310,390</u>	<u>303,030</u>
66~70	<u>343,120</u>	<u>335,830</u>	<u>328,550</u>	<u>323,700</u>	<u>318,840</u>	<u>313,990</u>	<u>306,700</u>	<u>299,420</u>
71~75	<u>339,030</u>	<u>331,820</u>	<u>324,620</u>	<u>319,820</u>	<u>315,020</u>	<u>310,220</u>	<u>303,020</u>	<u>295,820</u>
76~80	<u>334,930</u>	<u>327,810</u>	<u>320,690</u>	<u>315,940</u>	<u>311,200</u>	<u>306,450</u>	<u>299,330</u>	<u>292,210</u>
81~85	<u>330,840</u>	<u>323,800</u>	<u>316,760</u>	<u>312,070</u>	<u>307,380</u>	<u>302,680</u>	<u>295,640</u>	<u>288,600</u>
86~90	<u>326,750</u>	<u>319,790</u>	<u>312,830</u>	<u>308,190</u>	<u>303,550</u>	<u>298,920</u>	<u>291,960</u>	<u>285,000</u>
91人以上	<u>322,660</u>	<u>315,780</u>	<u>308,900</u>	<u>304,320</u>	<u>299,730</u>	<u>295,150</u>	<u>288,270</u>	<u>281,390</u>

改正後

現行

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	<u>575,950</u>	<u>564,630</u>	<u>553,320</u>	<u>545,770</u>	<u>538,230</u>	<u>530,680</u>	<u>519,370</u>	<u>508,050</u>
11～15人	<u>419,120</u>	<u>410,850</u>	<u>402,590</u>	<u>397,080</u>	<u>391,570</u>	<u>386,060</u>	<u>377,790</u>	<u>369,530</u>
16～20人	<u>350,230</u>	<u>343,090</u>	<u>335,950</u>	<u>331,190</u>	<u>326,430</u>	<u>321,670</u>	<u>314,530</u>	<u>307,380</u>
21～25	<u>319,690</u>	<u>313,120</u>	<u>306,550</u>	<u>302,170</u>	<u>297,790</u>	<u>293,410</u>	<u>286,830</u>	<u>280,260</u>
26～30	<u>295,430</u>	<u>289,330</u>	<u>283,220</u>	<u>279,150</u>	<u>275,080</u>	<u>271,010</u>	<u>264,910</u>	<u>258,800</u>
31～35	<u>282,100</u>	<u>276,260</u>	<u>270,410</u>	<u>266,520</u>	<u>262,620</u>	<u>258,730</u>	<u>252,880</u>	<u>247,040</u>
36～40	<u>268,780</u>	<u>263,190</u>	<u>257,610</u>	<u>253,890</u>	<u>250,160</u>	<u>246,440</u>	<u>240,860</u>	<u>235,270</u>
41～45	<u>255,450</u>	<u>250,120</u>	<u>244,800</u>	<u>241,250</u>	<u>237,700</u>	<u>234,150</u>	<u>228,830</u>	<u>223,510</u>
46～50	<u>242,120</u>	<u>237,060</u>	<u>231,990</u>	<u>228,620</u>	<u>225,240</u>	<u>221,870</u>	<u>216,810</u>	<u>211,740</u>
51～55	<u>237,520</u>	<u>232,550</u>	<u>227,570</u>	<u>224,260</u>	<u>220,950</u>	<u>217,630</u>	<u>212,660</u>	<u>207,690</u>
56～60	<u>232,910</u>	<u>228,030</u>	<u>223,160</u>	<u>219,900</u>	<u>216,650</u>	<u>213,400</u>	<u>208,520</u>	<u>203,640</u>
61～65	<u>228,310</u>	<u>223,520</u>	<u>218,740</u>	<u>215,540</u>	<u>212,350</u>	<u>209,160</u>	<u>204,370</u>	<u>199,580</u>
66～70	<u>223,710</u>	<u>219,010</u>	<u>214,320</u>	<u>211,190</u>	<u>208,060</u>	<u>204,920</u>	<u>200,230</u>	<u>195,530</u>
71～75	<u>219,110</u>	<u>214,500</u>	<u>209,900</u>	<u>206,830</u>	<u>203,760</u>	<u>200,690</u>	<u>196,090</u>	<u>191,480</u>
76～80	<u>214,500</u>	<u>209,990</u>	<u>205,480</u>	<u>202,470</u>	<u>199,460</u>	<u>196,450</u>	<u>191,940</u>	<u>187,430</u>
81～85	<u>209,900</u>	<u>205,480</u>	<u>201,060</u>	<u>198,110</u>	<u>195,170</u>	<u>192,220</u>	<u>187,800</u>	<u>183,380</u>
86～90	<u>205,300</u>	<u>200,970</u>	<u>196,640</u>	<u>193,750</u>	<u>190,870</u>	<u>187,980</u>	<u>183,650</u>	<u>179,320</u>
91人以上	<u>200,700</u>	<u>196,460</u>	<u>192,220</u>	<u>189,400</u>	<u>186,570</u>	<u>183,750</u>	<u>179,510</u>	<u>175,270</u>

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	<u>573,600</u>	<u>562,300</u>	<u>551,010</u>	<u>543,480</u>	<u>535,950</u>	<u>528,410</u>	<u>517,120</u>	<u>505,820</u>
11～15人	<u>417,480</u>	<u>409,230</u>	<u>400,990</u>	<u>395,490</u>	<u>389,990</u>	<u>384,490</u>	<u>376,240</u>	<u>367,990</u>
16～20人	<u>348,870</u>	<u>341,740</u>	<u>334,610</u>	<u>329,860</u>	<u>325,110</u>	<u>320,360</u>	<u>313,230</u>	<u>306,100</u>
21～25	<u>318,480</u>	<u>311,920</u>	<u>305,360</u>	<u>300,990</u>	<u>296,610</u>	<u>292,240</u>	<u>285,680</u>	<u>279,120</u>
26～30	<u>294,320</u>	<u>288,220</u>	<u>282,130</u>	<u>278,070</u>	<u>274,000</u>	<u>269,940</u>	<u>263,850</u>	<u>257,750</u>
31～35	<u>281,050</u>	<u>275,210</u>	<u>269,380</u>	<u>265,490</u>	<u>261,600</u>	<u>257,710</u>	<u>251,880</u>	<u>246,040</u>
36～40	<u>267,770</u>	<u>262,200</u>	<u>256,620</u>	<u>252,910</u>	<u>249,190</u>	<u>245,480</u>	<u>239,900</u>	<u>234,330</u>
41～45	<u>254,500</u>	<u>249,190</u>	<u>243,870</u>	<u>240,330</u>	<u>236,790</u>	<u>233,240</u>	<u>227,930</u>	<u>222,620</u>
46～50	<u>241,220</u>	<u>236,170</u>	<u>231,120</u>	<u>227,750</u>	<u>224,380</u>	<u>221,010</u>	<u>215,960</u>	<u>210,900</u>
51～55	<u>236,640</u>	<u>231,680</u>	<u>226,720</u>	<u>223,410</u>	<u>220,100</u>	<u>216,790</u>	<u>211,830</u>	<u>206,870</u>
56～60	<u>232,060</u>	<u>227,190</u>	<u>222,310</u>	<u>219,070</u>	<u>215,820</u>	<u>212,570</u>	<u>207,700</u>	<u>202,830</u>
61～65	<u>227,470</u>	<u>222,690</u>	<u>217,910</u>	<u>214,730</u>	<u>211,540</u>	<u>208,360</u>	<u>203,580</u>	<u>198,800</u>
66～70	<u>222,890</u>	<u>218,200</u>	<u>213,510</u>	<u>210,390</u>	<u>207,260</u>	<u>204,140</u>	<u>199,450</u>	<u>194,760</u>
71～75	<u>218,300</u>	<u>213,710</u>	<u>209,110</u>	<u>206,050</u>	<u>202,980</u>	<u>199,920</u>	<u>195,320</u>	<u>190,730</u>
76～80	<u>213,720</u>	<u>209,210</u>	<u>204,710</u>	<u>201,710</u>	<u>198,700</u>	<u>195,700</u>	<u>191,200</u>	<u>186,690</u>
81～85	<u>209,140</u>	<u>204,720</u>	<u>200,310</u>	<u>197,370</u>	<u>194,430</u>	<u>191,480</u>	<u>187,070</u>	<u>182,660</u>
86～90	<u>204,550</u>	<u>200,230</u>	<u>195,910</u>	<u>193,030</u>	<u>190,150</u>	<u>187,260</u>	<u>182,940</u>	<u>178,620</u>
91人以上	<u>199,970</u>	<u>195,740</u>	<u>191,510</u>	<u>188,690</u>	<u>185,870</u>	<u>183,050</u>	<u>178,820</u>	<u>174,590</u>

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>599,150</u>	<u>587,290</u>	<u>575,420</u>	<u>567,510</u>	<u>559,600</u>	<u>551,680</u>	<u>539,820</u>	<u>527,950</u>

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>596,560</u>	<u>584,710</u>	<u>572,870</u>	<u>564,970</u>	<u>557,080</u>	<u>549,180</u>	<u>537,330</u>	<u>525,490</u>

## 改正後

## (6) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>166,950</u>	<u>164,000</u>	<u>161,060</u>	<u>159,090</u>	<u>157,130</u>	<u>155,170</u>	<u>152,220</u>	<u>149,280</u>
世帯								
11～20	<u>145,410</u>	<u>142,610</u>	<u>139,820</u>	<u>137,960</u>	<u>136,090</u>	<u>134,230</u>	<u>131,440</u>	<u>128,640</u>
21～30	<u>116,380</u>	<u>114,110</u>	<u>111,830</u>	<u>110,310</u>	<u>108,790</u>	<u>107,270</u>	<u>104,990</u>	<u>102,720</u>
31～40	<u>87,640</u>	<u>85,930</u>	<u>84,220</u>	<u>83,090</u>	<u>81,950</u>	<u>80,810</u>	<u>79,100</u>	<u>77,390</u>
41～50	<u>79,040</u>	<u>77,510</u>	<u>75,970</u>	<u>74,940</u>	<u>73,920</u>	<u>72,890</u>	<u>71,360</u>	<u>69,820</u>
51世帯以上	<u>70,450</u>	<u>69,080</u>	<u>67,710</u>	<u>66,800</u>	<u>65,890</u>	<u>64,980</u>	<u>63,610</u>	<u>62,250</u>

## (7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	<u>140,470</u>	<u>138,190</u>	<u>135,910</u>	<u>134,390</u>	<u>132,870</u>	<u>131,350</u>	<u>129,070</u>	<u>126,790</u>

## (8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>326,630</u>	<u>319,590</u>	<u>312,550</u>	<u>307,860</u>	<u>303,160</u>	<u>298,470</u>	<u>291,430</u>	<u>284,390</u>
31～35人	<u>310,160</u>	<u>303,460</u>	<u>296,760</u>	<u>292,290</u>	<u>287,830</u>	<u>283,370</u>	<u>276,670</u>	<u>269,960</u>
36～40人	<u>293,690</u>	<u>287,340</u>	<u>280,970</u>	<u>276,740</u>	<u>272,500</u>	<u>268,270</u>	<u>261,900</u>	<u>255,550</u>
41～45人	<u>281,630</u>	<u>275,520</u>	<u>269,410</u>	<u>265,330</u>	<u>261,260</u>	<u>257,180</u>	<u>251,070</u>	<u>244,950</u>
46人以上	<u>269,580</u>	<u>263,710</u>	<u>257,840</u>	<u>253,930</u>	<u>250,010</u>	<u>246,100</u>	<u>240,230</u>	<u>234,370</u>

## (9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	<u>68,660</u>	<u>67,170</u>	<u>65,680</u>	<u>64,690</u>	<u>63,690</u>	<u>62,700</u>	<u>61,210</u>	<u>59,720</u>

## 現 行

## (6) 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>165,980</u>	<u>163,040</u>	<u>160,100</u>	<u>158,140</u>	<u>156,180</u>	<u>154,220</u>	<u>151,280</u>	<u>148,340</u>
世帯								
11～20	<u>144,670</u>	<u>141,880</u>	<u>139,090</u>	<u>137,230</u>	<u>135,370</u>	<u>133,520</u>	<u>130,730</u>	<u>127,940</u>
21～30	<u>115,820</u>	<u>113,540</u>	<u>111,270</u>	<u>109,750</u>	<u>108,240</u>	<u>106,720</u>	<u>104,450</u>	<u>102,180</u>
31～40	<u>87,210</u>	<u>85,500</u>	<u>83,800</u>	<u>82,660</u>	<u>81,520</u>	<u>80,390</u>	<u>78,680</u>	<u>76,970</u>
41～50	<u>78,650</u>	<u>77,110</u>	<u>75,580</u>	<u>74,560</u>	<u>73,530</u>	<u>72,510</u>	<u>70,970</u>	<u>69,440</u>
51世帯以上	<u>70,090</u>	<u>68,720</u>	<u>67,360</u>	<u>66,450</u>	<u>65,540</u>	<u>64,630</u>	<u>63,270</u>	<u>61,900</u>

## (7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	<u>139,140</u>	<u>136,860</u>	<u>134,590</u>	<u>133,070</u>	<u>131,550</u>	<u>130,030</u>	<u>127,760</u>	<u>125,480</u>

## (8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>325,610</u>	<u>318,590</u>	<u>311,560</u>	<u>306,870</u>	<u>302,190</u>	<u>297,500</u>	<u>290,480</u>	<u>283,450</u>
31～35人	<u>309,190</u>	<u>302,510</u>	<u>295,820</u>	<u>291,360</u>	<u>286,900</u>	<u>282,440</u>	<u>275,760</u>	<u>269,070</u>
36～40人	<u>292,770</u>	<u>286,430</u>	<u>280,090</u>	<u>275,850</u>	<u>271,620</u>	<u>267,390</u>	<u>261,050</u>	<u>254,700</u>
41～45人	<u>280,750</u>	<u>274,650</u>	<u>268,550</u>	<u>264,480</u>	<u>260,410</u>	<u>256,340</u>	<u>250,240</u>	<u>244,140</u>
46人以上	<u>268,730</u>	<u>262,880</u>	<u>257,020</u>	<u>253,110</u>	<u>249,210</u>	<u>245,300</u>	<u>239,440</u>	<u>233,590</u>

## (9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	<u>68,430</u>	<u>66,940</u>	<u>65,450</u>	<u>64,460</u>	<u>63,470</u>	<u>62,480</u>	<u>60,990</u>	<u>59,500</u>

改正後

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
情緒障害児短期治療施設通所部	円 <u>104,280</u>	円 <u>101,980</u>	円 <u>99,680</u>	円 <u>98,150</u>	円 <u>96,620</u>	円 <u>95,090</u>	円 <u>92,790</u>	円 <u>90,490</u>

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	<u>204,570</u>	<u>200,870</u>	<u>197,160</u>	<u>194,690</u>	<u>192,220</u>	<u>189,750</u>	<u>186,040</u>	<u>182,340</u>
7～9人	<u>190,400</u>	<u>186,750</u>	<u>183,090</u>	<u>180,660</u>	<u>178,220</u>	<u>175,780</u>	<u>172,130</u>	<u>168,480</u>
10～12	<u>183,320</u>	<u>179,690</u>	<u>176,060</u>	<u>173,640</u>	<u>171,220</u>	<u>168,800</u>	<u>165,170</u>	<u>161,550</u>
13～15	<u>179,070</u>	<u>175,450</u>	<u>171,840</u>	<u>169,430</u>	<u>167,020</u>	<u>164,610</u>	<u>161,000</u>	<u>157,390</u>
16～18	<u>176,230</u>	<u>172,630</u>	<u>169,030</u>	<u>166,630</u>	<u>164,220</u>	<u>161,820</u>	<u>158,220</u>	<u>154,610</u>
19人以上	<u>173,840</u>	<u>170,240</u>	<u>166,640</u>	<u>164,250</u>	<u>161,850</u>	<u>159,450</u>	<u>155,860</u>	<u>152,260</u>

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>158,070</u>	<u>156,140</u>	<u>154,210</u>	<u>152,920</u>	<u>151,630</u>	<u>150,350</u>	<u>148,420</u>	<u>146,490</u>

現行

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
情緒障害児短期治療施設通所部	円 <u>103,930</u>	円 <u>101,640</u>	円 <u>99,340</u>	円 <u>97,810</u>	円 <u>96,280</u>	円 <u>94,750</u>	円 <u>92,460</u>	円 <u>90,170</u>

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	<u>204,210</u>	<u>200,510</u>	<u>196,810</u>	<u>194,340</u>	<u>191,880</u>	<u>189,410</u>	<u>185,710</u>	<u>182,010</u>
7～9人	<u>190,050</u>	<u>186,400</u>	<u>182,760</u>	<u>180,320</u>	<u>177,890</u>	<u>175,460</u>	<u>171,810</u>	<u>168,160</u>
10～12	<u>182,970</u>	<u>179,350</u>	<u>175,730</u>	<u>173,310</u>	<u>170,900</u>	<u>168,480</u>	<u>164,860</u>	<u>161,240</u>
13～15	<u>178,730</u>	<u>175,120</u>	<u>171,510</u>	<u>169,110</u>	<u>166,700</u>	<u>164,300</u>	<u>160,690</u>	<u>157,090</u>
16～18	<u>175,890</u>	<u>172,300</u>	<u>168,700</u>	<u>166,300</u>	<u>163,910</u>	<u>161,510</u>	<u>157,910</u>	<u>154,320</u>
19人以上	<u>173,500</u>	<u>169,910</u>	<u>166,320</u>	<u>163,930</u>	<u>161,540</u>	<u>159,140</u>	<u>155,550</u>	<u>151,960</u>

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は現員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	<u>157,860</u>	<u>155,930</u>	<u>154,000</u>	<u>152,720</u>	<u>151,430</u>	<u>150,150</u>	<u>148,220</u>	<u>146,300</u>

## 改正後

## (13) 一時保護所

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	<u>9,185,210</u>	<u>8,962,020</u>	<u>8,738,820</u>	<u>8,590,020</u>	<u>8,441,220</u>	<u>8,292,430</u>	<u>8,069,230</u>	<u>7,846,030</u>
6～10人	<u>14,118,850</u>	<u>13,773,520</u>	<u>13,428,200</u>	<u>13,197,980</u>	<u>12,967,760</u>	<u>12,737,540</u>	<u>12,392,220</u>	<u>12,046,890</u>
11～15	<u>19,052,490</u>	<u>18,585,030</u>	<u>18,117,570</u>	<u>17,805,940</u>	<u>17,494,300</u>	<u>17,182,660</u>	<u>16,715,200</u>	<u>16,247,740</u>
16～20	<u>23,986,120</u>	<u>23,396,540</u>	<u>22,806,950</u>	<u>22,413,900</u>	<u>22,020,830</u>	<u>21,627,780</u>	<u>21,038,190</u>	<u>20,448,600</u>
21～25	<u>28,919,760</u>	<u>28,208,040</u>	<u>27,496,330</u>	<u>27,021,860</u>	<u>26,547,370</u>	<u>26,072,890</u>	<u>25,361,180</u>	<u>24,649,460</u>
26～30	<u>33,853,400</u>	<u>33,019,550</u>	<u>32,185,700</u>	<u>31,629,810</u>	<u>31,073,910</u>	<u>30,518,010</u>	<u>29,684,170</u>	<u>28,850,310</u>
31～35	<u>38,787,030</u>	<u>37,831,060</u>	<u>36,875,080</u>	<u>36,237,770</u>	<u>35,600,450</u>	<u>34,963,130</u>	<u>34,007,150</u>	<u>33,051,170</u>
36～40	<u>43,720,670</u>	<u>42,642,570</u>	<u>41,564,460</u>	<u>40,845,730</u>	<u>40,126,980</u>	<u>39,408,250</u>	<u>38,330,140</u>	<u>37,252,020</u>
41～45	<u>48,654,310</u>	<u>47,454,070</u>	<u>46,253,840</u>	<u>45,453,690</u>	<u>44,653,520</u>	<u>43,853,360</u>	<u>42,653,130</u>	<u>41,452,880</u>
46～50	<u>53,587,950</u>	<u>52,265,580</u>	<u>50,943,210</u>	<u>50,061,650</u>	<u>49,180,060</u>	<u>48,298,480</u>	<u>46,976,110</u>	<u>45,653,740</u>
51～55	<u>58,521,580</u>	<u>57,077,090</u>	<u>55,632,590</u>	<u>54,669,600</u>	<u>53,706,590</u>	<u>52,743,600</u>	<u>51,299,100</u>	<u>49,854,590</u>
56～60	<u>63,455,220</u>	<u>61,888,590</u>	<u>60,321,970</u>	<u>59,277,560</u>	<u>58,233,130</u>	<u>57,188,710</u>	<u>55,622,090</u>	<u>54,055,450</u>
61～65	<u>68,388,860</u>	<u>66,700,100</u>	<u>65,011,340</u>	<u>63,885,520</u>	<u>62,759,670</u>	<u>61,633,830</u>	<u>59,945,070</u>	<u>58,256,300</u>
66～70	<u>73,322,490</u>	<u>71,511,610</u>	<u>69,700,720</u>	<u>68,493,480</u>	<u>67,286,200</u>	<u>66,078,950</u>	<u>64,268,060</u>	<u>62,457,160</u>

※1か所当たりの年額

## 現行

## (13) 一時保護所

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	<u>8,806,170</u>	<u>8,592,570</u>	<u>8,378,980</u>	<u>8,236,580</u>	<u>8,094,180</u>	<u>7,951,780</u>	<u>7,738,180</u>	<u>7,524,580</u>
6～10人	<u>13,534,890</u>	<u>13,204,380</u>	<u>12,873,870</u>	<u>12,653,520</u>	<u>12,433,180</u>	<u>12,212,840</u>	<u>11,882,320</u>	<u>11,551,810</u>
11～15	<u>18,263,610</u>	<u>17,816,180</u>	<u>17,368,750</u>	<u>17,070,470</u>	<u>16,772,180</u>	<u>16,473,900</u>	<u>16,026,460</u>	<u>15,579,040</u>
16～20	<u>22,992,330</u>	<u>22,427,980</u>	<u>21,863,640</u>	<u>21,487,410</u>	<u>21,111,180</u>	<u>20,734,950</u>	<u>20,170,600</u>	<u>19,606,270</u>
21～25	<u>27,721,050</u>	<u>27,039,790</u>	<u>26,358,530</u>	<u>25,904,360</u>	<u>25,450,180</u>	<u>24,996,010</u>	<u>24,314,750</u>	<u>23,633,500</u>
26～30	<u>32,449,770</u>	<u>31,651,590</u>	<u>30,853,420</u>	<u>30,321,310</u>	<u>29,789,180</u>	<u>29,257,070</u>	<u>28,458,890</u>	<u>27,660,720</u>
31～35	<u>37,178,490</u>	<u>36,263,390</u>	<u>35,348,310</u>	<u>34,738,250</u>	<u>34,128,180</u>	<u>33,518,130</u>	<u>32,603,030</u>	<u>31,687,950</u>
36～40	<u>41,907,210</u>	<u>40,875,200</u>	<u>39,843,200</u>	<u>39,155,200</u>	<u>38,467,180</u>	<u>37,779,190</u>	<u>36,747,170</u>	<u>35,715,180</u>
41～45	<u>46,635,930</u>	<u>45,487,000</u>	<u>44,338,090</u>	<u>43,572,140</u>	<u>42,806,180</u>	<u>42,040,240</u>	<u>40,891,310</u>	<u>39,742,410</u>
46～50	<u>51,364,650</u>	<u>50,098,810</u>	<u>48,832,980</u>	<u>47,989,090</u>	<u>47,145,190</u>	<u>46,301,300</u>	<u>45,035,450</u>	<u>43,769,640</u>
51～55	<u>56,093,360</u>	<u>54,710,610</u>	<u>53,327,870</u>	<u>52,406,030</u>	<u>51,484,190</u>	<u>50,562,360</u>	<u>49,179,600</u>	<u>47,796,860</u>
56～60	<u>60,822,080</u>	<u>59,322,410</u>	<u>57,822,760</u>	<u>56,822,980</u>	<u>55,823,190</u>	<u>54,823,420</u>	<u>53,323,740</u>	<u>51,824,090</u>
61～65	<u>65,550,800</u>	<u>63,934,220</u>	<u>62,317,650</u>	<u>61,239,930</u>	<u>60,162,190</u>	<u>59,084,480</u>	<u>57,467,880</u>	<u>55,851,320</u>
66～70	<u>70,279,520</u>	<u>68,546,020</u>	<u>66,812,540</u>	<u>65,656,870</u>	<u>64,501,190</u>	<u>63,345,530</u>	<u>61,612,020</u>	<u>59,878,550</u>

※1か所当たりの年額

改正後

現 行

削除

## 1-2 一般分保護単価（公立施設（平成25年7月以降の単価））

## (1) 児童養護施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	215,330	211,040	206,750	203,890	201,030	198,180	193,890	189,600
31~35人	201,050	197,030	193,020	190,330	187,660	184,980	180,960	176,950
36~40	186,770	183,030	179,280	176,780	174,290	171,790	168,050	164,300
41~45	182,900	179,180	175,470	172,990	170,510	168,030	164,320	160,610
46~50	159,940	156,690	153,440	151,270	149,110	146,940	143,690	140,440
51~55	155,900	152,730	149,560	147,440	145,330	143,220	140,050	136,870
56~60	151,870	148,780	145,680	143,620	141,560	139,500	136,400	133,310
61~65	148,040	145,020	142,000	139,990	137,980	135,970	132,950	129,940
66~70	144,210	141,260	138,330	136,360	134,400	132,440	129,500	126,560
71~75	140,780	137,910	135,030	133,120	131,200	129,290	126,420	123,540
76~80	137,360	134,550	131,750	129,880	128,010	126,140	123,330	120,530
81~85	134,870	132,120	129,360	127,520	125,680	123,850	121,090	118,330
86~90	132,390	129,680	126,970	125,160	123,360	121,550	118,840	116,130
91~95	129,680	127,040	124,390	122,620	120,850	119,090	116,440	113,800
96~100	126,990	124,400	121,810	120,080	118,360	116,630	114,040	111,460
101~105	125,610	123,040	120,480	118,770	117,060	115,350	112,790	110,230
106~110	124,230	121,690	119,150	117,460	115,770	114,080	111,530	109,000
111~115	122,840	120,330	117,810	116,140	114,470	112,790	110,280	107,770
116~120	121,450	118,970	116,480	114,820	113,160	111,510	109,030	106,540
121~125	120,190	117,730	115,270	113,630	111,990	110,350	107,880	105,420
126~130	118,940	116,500	114,060	112,430	110,810	109,190	106,740	104,300
131~135	118,130	115,710	113,280	111,660	110,050	108,430	106,000	103,580
136~140	117,330	114,910	112,500	110,890	109,280	107,670	105,260	102,850
141~145	116,160	113,760	111,370	109,780	108,190	106,590	104,210	101,820
146~150	115,000	112,630	110,260	108,680	107,100	105,520	103,150	100,780
151人以上	114,420	112,060	109,710	108,140	106,560	104,990	102,640	100,280

改正後

現 行

削除

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	227,210	222,640	218,060	215,010	211,960	208,910	204,330	199,760
31~35人	211,650	207,370	203,100	200,250	197,400	194,550	190,280	186,010
36~40	196,080	192,120	188,140	185,490	182,850	180,200	176,220	172,260

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	213,170	209,780	206,390	204,130	201,870	199,610	196,230	192,840

改正後

現 行

削除

## (3) 児童自立支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	253,630	248,960	244,290	241,180	238,070	234,960	230,290	225,630
31～35人	238,940	234,500	230,060	227,110	224,150	221,190	216,760	212,330
36～40	224,240	220,040	215,840	213,030	210,230	207,430	203,220	199,020
41～45	220,390	216,180	211,970	209,150	206,350	203,530	199,330	195,110
46～50	207,230	203,230	199,230	196,570	193,900	191,240	187,240	183,240
51～55	201,870	197,960	194,050	191,450	188,840	186,230	182,320	178,410
56～60	196,520	192,690	188,870	186,330	183,770	181,230	177,410	173,580
61～65	192,010	188,260	184,510	182,010	179,510	177,000	173,250	169,500
66～70	187,510	183,830	180,140	177,690	175,230	172,780	169,100	165,420
71～75	183,390	179,770	176,160	173,750	171,340	168,930	165,320	161,700
76～80	179,280	175,730	172,170	169,810	167,440	165,080	161,520	157,970
81～85	176,300	172,800	169,290	166,950	164,610	162,270	158,760	155,250
86～90	173,330	169,860	166,400	164,080	161,780	159,460	155,990	152,530
91～95	170,100	166,680	163,260	160,970	158,690	156,410	152,980	149,560
96～100	166,870	163,490	160,110	157,860	155,610	153,350	149,970	146,590
101～105	165,570	162,220	158,860	156,630	154,390	152,150	148,800	145,450
106～110	164,270	160,940	157,620	155,400	153,180	150,960	147,630	144,300
111～115	162,720	159,420	156,120	153,920	151,710	149,510	146,210	142,910
116～120	161,160	157,890	154,610	152,430	150,250	148,060	144,790	141,520
121～125	160,200	156,940	153,680	151,510	149,340	147,160	143,900	140,640
126～130	159,240	156,000	152,750	150,590	148,420	146,260	143,010	139,770
131～135	158,020	154,790	151,570	149,420	147,270	145,120	141,890	138,670
136～140	156,790	153,580	150,380	148,240	146,110	143,970	140,770	137,560
141～145	155,780	152,580	149,390	147,260	145,130	143,010	139,820	136,630
146～150	154,760	151,590	148,410	146,290	144,170	142,050	138,870	135,690
151人以上	153,950	150,790	147,620	145,510	143,400	141,290	138,130	134,970

改正後

現 行

削除

(4) 乳児院 (2歳未満児用)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	746,120	731,250	716,390	706,480	696,570	686,660	671,790	656,920
11～15人	589,300	577,430	565,560	557,650	549,740	541,820	529,960	518,090
16～20	523,570	512,770	501,960	494,750	487,550	480,340	469,530	458,730
21～25	457,620	448,140	438,670	432,350	426,030	419,720	410,240	400,770
26～30	439,630	430,500	421,360	415,270	409,180	403,090	393,960	384,820
31～35	426,650	417,760	408,880	402,960	397,040	391,120	382,230	373,350
36～40	413,660	405,040	396,400	390,650	384,900	379,140	370,510	361,880
41～45	402,510	394,090	385,680	380,070	374,460	368,850	360,440	352,030
46～50	391,350	383,160	374,960	369,500	364,030	358,570	350,370	342,180
51～55	386,760	378,660	370,560	365,150	359,740	354,340	346,230	338,130
56～60	382,180	374,170	366,150	360,810	355,460	350,120	342,100	334,080
61～65	378,050	370,120	362,180	356,890	351,600	346,310	338,380	330,440
66～70	373,920	366,060	358,210	352,970	347,740	342,500	334,650	326,790
71～75	370,250	362,470	354,680	349,500	344,310	339,120	331,340	323,560
76～80	366,580	358,880	351,170	346,020	340,880	335,740	328,030	320,320
81～85	363,060	355,420	347,780	342,690	337,600	332,500	324,860	317,220
86～90	359,550	351,980	344,410	339,360	334,310	329,260	321,690	314,110
91人以上	355,690	348,200	340,700	335,700	330,710	325,710	318,220	310,720

改正後

現行

削除

(4) 乳児院 (2歳児用)

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	655,300	642,380	629,460	620,840	612,230	603,610	590,690	577,770
11~15人	530,690	520,040	509,390	502,290	495,190	488,090	477,440	466,790
16~20	455,830	446,430	437,040	430,770	424,510	418,240	408,850	399,450
21~25	421,500	412,760	404,010	398,180	392,350	386,520	377,780	369,040
26~30	394,870	386,650	378,420	372,940	367,450	361,970	353,740	345,520
31~35	382,780	374,790	366,800	361,470	356,140	350,820	342,820	334,830
36~40	370,690	362,930	355,180	350,000	344,830	339,660	331,900	324,150
41~45	358,600	351,080	343,550	338,540	333,520	328,510	320,990	313,460
46~50	346,510	339,220	331,930	327,070	322,210	317,350	310,060	302,780
51~55	342,540	335,330	328,120	323,310	318,510	313,700	306,490	299,280
56~60	338,570	331,440	324,310	319,550	314,800	310,040	302,910	295,780
61~65	334,600	327,550	320,490	315,790	311,090	306,390	299,330	292,280
66~70	330,630	323,660	316,680	312,030	307,380	302,730	295,750	288,780
71~75	326,670	319,770	312,870	308,270	303,670	299,070	292,180	285,280
76~80	322,700	315,880	309,060	304,510	299,960	295,420	288,600	281,780
81~85	318,730	311,990	305,250	300,750	296,260	291,760	285,020	278,280
86~90	314,760	308,100	301,430	296,990	292,550	288,100	281,440	274,780
91人以上	310,790	304,210	297,620	293,230	288,840	284,450	277,860	271,280

改正後

現 行

削除

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	555,900	545,020	534,150	526,900	519,650	512,400	501,520	490,650
11～15人	404,210	396,280	388,340	383,050	377,760	372,470	364,530	356,600
16～20人	337,260	330,410	323,560	318,990	314,420	309,850	303,000	296,150
21～25	307,670	301,370	295,070	290,870	286,670	282,470	276,170	269,870
26～30	284,210	278,360	272,500	268,600	264,700	260,800	254,950	249,100
31～35	271,330	265,730	260,130	256,390	252,660	248,930	243,330	237,730
36～40	258,440	253,100	247,750	244,180	240,620	237,050	231,700	226,350
41～45	245,560	240,470	235,370	231,970	228,570	225,170	220,080	214,980
46～50	232,680	227,830	222,990	219,760	216,530	213,300	208,450	203,600
51～55	228,240	223,480	218,720	215,550	212,380	209,210	204,450	199,690
56～60	223,800	219,130	214,460	211,340	208,230	205,120	200,450	195,780
61～65	219,350	214,770	210,190	207,140	204,080	201,030	196,450	191,860
66～70	214,910	210,420	205,920	202,930	199,930	196,940	192,440	187,950
71～75	210,470	206,060	201,660	198,720	195,790	192,850	188,440	184,040
76～80	206,030	201,710	197,390	194,510	191,640	188,760	184,440	180,120
81～85	201,580	197,350	193,130	190,310	187,490	184,670	180,440	176,210
86～90	197,140	193,000	188,860	186,100	183,340	180,580	176,440	172,300
91人以上	192,700	188,650	184,590	181,890	179,190	176,490	172,440	168,390

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	579,600	568,160	556,720	549,090	541,470	533,840	522,400	510,960

改正後

現 行

削除

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	159,030	156,270	153,510	151,660	149,820	147,980	145,210	142,450
世帯	—	—	—	—	—	—	—	—
11～20	137,810	135,190	132,580	130,830	129,090	127,350	124,730	122,120
21～30	110,040	107,910	105,790	104,370	102,950	101,530	99,400	97,270
31～40	82,880	81,280	79,680	78,620	77,550	76,490	74,890	73,300
41～50	74,750	73,310	71,880	70,920	69,960	69,000	67,570	66,130
51世帯以上	66,620	65,350	64,070	63,220	62,370	61,520	60,240	58,960

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	132,660	130,550	128,430	127,020	125,610	124,200	122,080	119,970

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	310,940	304,270	297,600	293,160	288,710	284,270	277,600	270,930
31～35人	295,360	289,010	282,670	278,440	274,200	269,970	263,620	257,280
36～40人	279,790	273,760	267,730	263,710	259,690	255,670	249,650	243,620
41～45人	268,350	262,550	256,750	252,890	249,020	245,160	239,360	233,560
46人以上	256,910	251,340	245,770	242,060	238,350	234,640	229,070	223,510

改正後

現 行

削除

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
児童自立支援施設通所部	円 65,980	円 64,560	円 63,130	円 62,180	円 61,230	円 60,270	円 58,850	円 57,420

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
区分								
情緒障害児短期治療施設通所部	円 99,260	円 97,080	円 94,900	円 93,450	円 92,000	円 90,540	円 88,370	円 86,190

(11) 自立援助ホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
6人まで	円 195,840	円 192,350	円 188,860	円 186,540	円 184,220	円 181,890	円 178,400	円 174,920
7～9人	円 182,470	円 179,010	円 175,560	円 173,250	円 170,950	円 168,650	円 165,190	円 161,740
10～12	円 175,780	円 172,340	円 168,900	円 166,610	円 164,320	円 162,020	円 158,590	円 155,150
13～15	円 171,770	円 168,340	円 164,910	円 162,620	円 160,340	円 158,050	円 154,620	円 151,190
16～18	円 169,100	円 165,670	円 162,250	円 159,970	円 157,680	円 155,400	円 151,980	円 148,550
19人以上	円 166,810	円 163,400	円 159,980	円 157,700	円 155,420	円 153,140	円 149,720	円 146,300

(12) ファミリーホーム

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員又は現員								
1人につき	円 152,490	円 150,700	円 148,910	円 147,720	円 146,520	円 145,330	円 143,540	円 141,750

(13) 一時保護所

1 - 1 一般分保護単価表と同額

改正後

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 226,560	円 221,650	円 216,740	円 213,470	円 210,190	円 206,920	円 202,010	円 197,100

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 211,500	円 206,990	円 202,490	円 199,480	円 196,480	円 193,470	円 188,960	円 184,450

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 150,100	円 146,900	円 143,700	円 141,570	円 139,430	円 137,300	円 134,100	円 130,900

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 31,870	円 31,190	円 30,510	円 30,050	円 29,600	円 29,150	円 28,470	円 27,790

現 行

2-1 加算分保護単価（民間施設給与改善費の支給対象施設及び公立施設（平成25年4月～6月分までの単価））

(1) 児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 225,810	円 220,910	円 216,010	円 212,740	円 209,470	円 206,210	円 201,310	円 196,410

(2) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 210,780	円 206,280	円 201,780	円 198,780	円 195,780	円 192,780	円 188,280	円 183,780

(3) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 149,590	円 146,390	円 143,200	円 141,070	円 138,940	円 136,810	円 133,620	円 130,430

(4) 児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 31,760	円 31,080	円 30,400	円 29,950	円 29,500	円 29,050	円 28,370	円 27,690

改正後

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価  
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,900	16,540	16,180	15,950	15,710	15,470	15,110	14,750
31～35人	14,490	14,180	13,870	13,670	13,460	13,260	12,950	12,640
36～40	12,680	12,410	12,140	11,960	11,780	11,600	11,330	11,060
41～45	11,270	11,030	10,790	10,630	10,470	10,310	10,070	9,830
46～50	10,140	9,920	9,710	9,570	9,420	9,280	9,060	8,850
51～55	9,220	9,020	8,830	8,700	8,570	8,430	8,240	8,040
56～60	8,450	8,270	8,090	7,970	7,850	7,730	7,550	7,370
61～65	7,800	7,630	7,470	7,360	7,250	7,140	6,970	6,810
66～70	7,240	7,090	6,930	6,830	6,730	6,630	6,470	6,320
71～75	6,760	6,610	6,470	6,380	6,280	6,180	6,040	5,900
76～80	6,340	6,200	6,070	5,980	5,890	5,800	5,660	5,530
81～85	5,960	5,840	5,710	5,630	5,540	5,460	5,330	5,200
86～90	5,630	5,510	5,390	5,310	5,230	5,150	5,030	4,910
91～95	5,330	5,220	5,110	5,030	4,960	4,880	4,770	4,650
96～100	5,070	4,960	4,850	4,780	4,710	4,640	4,530	4,420
101～105	4,830	4,720	4,620	4,550	4,480	4,420	4,310	4,210
106～110	4,610	4,510	4,410	4,350	4,280	4,220	4,120	4,020
111～115	4,410	4,310	4,220	4,160	4,090	4,030	3,940	3,840
116～120	4,220	4,130	4,040	3,980	3,920	3,860	3,770	3,680
121～125	4,050	3,970	3,880	3,820	3,770	3,710	3,620	3,540
126～130	3,900	3,810	3,730	3,680	3,620	3,570	3,480	3,400
131～135	3,750	3,670	3,590	3,540	3,490	3,430	3,350	3,270
136～140	3,620	3,540	3,460	3,410	3,360	3,310	3,230	3,160
141～145	3,490	3,420	3,350	3,300	3,250	3,200	3,120	3,050
146～150	3,380	3,310	3,230	3,190	3,140	3,090	3,020	2,950
151人以上	3,270	3,200	3,130	3,080	3,040	2,990	2,920	2,850

現 行

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価  
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,850	16,490	16,130	15,890	15,650	15,420	15,060	14,700
31～35人	14,440	14,130	13,830	13,620	13,420	13,210	12,910	12,600
36～40	12,630	12,370	12,100	11,920	11,740	11,560	11,290	11,020
41～45	11,230	10,990	10,750	10,590	10,430	10,280	10,040	9,800
46～50	10,110	9,890	9,680	9,530	9,390	9,250	9,030	8,820
51～55	9,190	8,990	8,800	8,670	8,540	8,410	8,210	8,020
56～60	8,420	8,240	8,060	7,940	7,820	7,710	7,530	7,350
61～65	7,770	7,610	7,440	7,330	7,220	7,110	6,950	6,780
66～70	7,220	7,060	6,910	6,810	6,710	6,600	6,450	6,300
71～75	6,740	6,590	6,450	6,350	6,260	6,160	6,020	5,880
76～80	6,320	6,180	6,050	5,960	5,870	5,780	5,640	5,510
81～85	5,940	5,820	5,690	5,610	5,520	5,440	5,310	5,190
86～90	5,610	5,490	5,370	5,290	5,220	5,140	5,020	4,900
91～95	5,320	5,200	5,090	5,020	4,940	4,860	4,750	4,640
96～100	5,050	4,940	4,840	4,760	4,690	4,620	4,510	4,410
101～105	4,810	4,710	4,610	4,540	4,470	4,400	4,300	4,200
106～110	4,590	4,490	4,400	4,330	4,270	4,200	4,100	4,010
111～115	4,390	4,300	4,200	4,140	4,080	4,020	3,920	3,830
116～120	4,210	4,120	4,030	3,970	3,910	3,850	3,760	3,670
121～125	4,040	3,950	3,870	3,810	3,750	3,700	3,610	3,520
126～130	3,880	3,800	3,720	3,660	3,610	3,550	3,470	3,390
131～135	3,740	3,660	3,580	3,530	3,480	3,420	3,340	3,260
136～140	3,610	3,530	3,450	3,400	3,350	3,300	3,220	3,150
141～145	3,480	3,410	3,330	3,280	3,240	3,190	3,110	3,040
146～150	3,370	3,290	3,220	3,170	3,130	3,080	3,010	2,940
151人以上	3,260	3,190	3,120	3,070	3,030	2,980	2,910	2,840

## 改正後

イ 乳児院								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	<u>50,720</u>	<u>49,640</u>	<u>48,560</u>	<u>47,850</u>	<u>47,130</u>	<u>46,410</u>	<u>45,330</u>	<u>44,260</u>
11～15人	<u>33,810</u>	<u>33,090</u>	<u>32,370</u>	<u>31,900</u>	<u>31,420</u>	<u>30,940</u>	<u>30,220</u>	<u>29,500</u>
16～20人	<u>25,360</u>	<u>24,820</u>	<u>24,280</u>	<u>23,920</u>	<u>23,560</u>	<u>23,200</u>	<u>22,670</u>	<u>22,130</u>
21～25	<u>20,280</u>	<u>19,850</u>	<u>19,420</u>	<u>19,140</u>	<u>18,850</u>	<u>18,560</u>	<u>18,130</u>	<u>17,700</u>
26～30	<u>16,900</u>	<u>16,540</u>	<u>16,180</u>	<u>15,950</u>	<u>15,710</u>	<u>15,470</u>	<u>15,110</u>	<u>14,750</u>
31～35	<u>14,490</u>	<u>14,180</u>	<u>13,870</u>	<u>13,670</u>	<u>13,460</u>	<u>13,260</u>	<u>12,950</u>	<u>12,640</u>
36～40	<u>12,680</u>	<u>12,410</u>	<u>12,140</u>	<u>11,960</u>	<u>11,780</u>	<u>11,600</u>	<u>11,330</u>	<u>11,060</u>
41～45	<u>11,270</u>	<u>11,030</u>	<u>10,790</u>	<u>10,630</u>	<u>10,470</u>	<u>10,310</u>	<u>10,070</u>	<u>9,830</u>
46～50	<u>10,140</u>	<u>9,920</u>	<u>9,710</u>	<u>9,570</u>	<u>9,420</u>	<u>9,280</u>	<u>9,060</u>	<u>8,850</u>
51～55	<u>9,220</u>	<u>9,020</u>	<u>8,830</u>	<u>8,700</u>	<u>8,570</u>	<u>8,430</u>	<u>8,240</u>	<u>8,040</u>
56～60	<u>8,450</u>	<u>8,270</u>	<u>8,090</u>	<u>7,970</u>	<u>7,850</u>	<u>7,730</u>	<u>7,550</u>	<u>7,370</u>
61～65	<u>7,800</u>	<u>7,630</u>	<u>7,470</u>	<u>7,360</u>	<u>7,250</u>	<u>7,140</u>	<u>6,970</u>	<u>6,810</u>
66～70	<u>7,240</u>	<u>7,090</u>	<u>6,930</u>	<u>6,830</u>	<u>6,730</u>	<u>6,630</u>	<u>6,470</u>	<u>6,320</u>
71～75	<u>6,760</u>	<u>6,610</u>	<u>6,470</u>	<u>6,380</u>	<u>6,280</u>	<u>6,180</u>	<u>6,040</u>	<u>5,900</u>
76～80	<u>6,340</u>	<u>6,200</u>	<u>6,070</u>	<u>5,980</u>	<u>5,890</u>	<u>5,800</u>	<u>5,660</u>	<u>5,530</u>
81～85	<u>5,960</u>	<u>5,840</u>	<u>5,710</u>	<u>5,630</u>	<u>5,540</u>	<u>5,460</u>	<u>5,330</u>	<u>5,200</u>
86～90	<u>5,630</u>	<u>5,510</u>	<u>5,390</u>	<u>5,310</u>	<u>5,230</u>	<u>5,150</u>	<u>5,030</u>	<u>4,910</u>
91人以上	<u>5,330</u>	<u>5,220</u>	<u>5,110</u>	<u>5,030</u>	<u>4,960</u>	<u>4,880</u>	<u>4,770</u>	<u>4,650</u>

## 現 行

イ 乳児院								
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	<u>50,550</u>	<u>49,480</u>	<u>48,400</u>	<u>47,690</u>	<u>46,970</u>	<u>46,260</u>	<u>45,180</u>	<u>44,110</u>
11～15人	<u>33,700</u>	<u>32,980</u>	<u>32,270</u>	<u>31,790</u>	<u>31,310</u>	<u>30,840</u>	<u>30,120</u>	<u>29,400</u>
16～20人	<u>25,270</u>	<u>24,740</u>	<u>24,200</u>	<u>23,840</u>	<u>23,480</u>	<u>23,130</u>	<u>22,590</u>	<u>22,050</u>
21～25	<u>20,220</u>	<u>19,790</u>	<u>19,360</u>	<u>19,070</u>	<u>18,790</u>	<u>18,500</u>	<u>18,070</u>	<u>17,640</u>
26～30	<u>16,850</u>	<u>16,490</u>	<u>16,130</u>	<u>15,890</u>	<u>15,650</u>	<u>15,420</u>	<u>15,060</u>	<u>14,700</u>
31～35	<u>14,440</u>	<u>14,130</u>	<u>13,830</u>	<u>13,620</u>	<u>13,420</u>	<u>13,210</u>	<u>12,910</u>	<u>12,600</u>
36～40	<u>12,630</u>	<u>12,370</u>	<u>12,100</u>	<u>11,920</u>	<u>11,740</u>	<u>11,560</u>	<u>11,290</u>	<u>11,020</u>
41～45	<u>11,230</u>	<u>10,990</u>	<u>10,750</u>	<u>10,590</u>	<u>10,430</u>	<u>10,280</u>	<u>10,040</u>	<u>9,800</u>
46～50	<u>10,110</u>	<u>9,890</u>	<u>9,680</u>	<u>9,530</u>	<u>9,390</u>	<u>9,250</u>	<u>9,030</u>	<u>8,820</u>
51～55	<u>9,190</u>	<u>8,990</u>	<u>8,800</u>	<u>8,670</u>	<u>8,540</u>	<u>8,410</u>	<u>8,210</u>	<u>8,020</u>
56～60	<u>8,420</u>	<u>8,240</u>	<u>8,060</u>	<u>7,940</u>	<u>7,820</u>	<u>7,710</u>	<u>7,530</u>	<u>7,350</u>
61～65	<u>7,770</u>	<u>7,610</u>	<u>7,440</u>	<u>7,330</u>	<u>7,220</u>	<u>7,110</u>	<u>6,950</u>	<u>6,780</u>
66～70	<u>7,220</u>	<u>7,060</u>	<u>6,910</u>	<u>6,810</u>	<u>6,710</u>	<u>6,600</u>	<u>6,450</u>	<u>6,300</u>
71～75	<u>6,740</u>	<u>6,590</u>	<u>6,450</u>	<u>6,350</u>	<u>6,260</u>	<u>6,160</u>	<u>6,020</u>	<u>5,880</u>
76～80	<u>6,320</u>	<u>6,180</u>	<u>6,050</u>	<u>5,960</u>	<u>5,870</u>	<u>5,780</u>	<u>5,640</u>	<u>5,510</u>
81～85	<u>5,940</u>	<u>5,820</u>	<u>5,690</u>	<u>5,610</u>	<u>5,520</u>	<u>5,440</u>	<u>5,310</u>	<u>5,190</u>
86～90	<u>5,610</u>	<u>5,490</u>	<u>5,370</u>	<u>5,290</u>	<u>5,220</u>	<u>5,140</u>	<u>5,020</u>	<u>4,900</u>
91人以上	<u>5,320</u>	<u>5,200</u>	<u>5,090</u>	<u>5,020</u>	<u>4,940</u>	<u>4,860</u>	<u>4,750</u>	<u>4,640</u>

改正後

(6) 心理担当職員加算分保護単価（常勤単価）

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～35人	14,260	13,950	13,650	13,440	13,240	13,030	12,720	12,420
36～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～45	11,090	10,850	10,610	10,450	10,290	10,130	9,900	9,660
46～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51～55	9,070	8,880	8,680	8,550	8,420	8,290	8,100	7,900
56～60	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240
61～65	7,680	7,510	7,350	7,240	7,130	7,010	6,850	6,680
66～70	7,130	6,970	6,820	6,720	6,620	6,510	6,360	6,210
71～75	6,650	6,510	6,370	6,270	6,170	6,080	5,940	5,790
76～80	6,240	6,100	5,970	5,880	5,790	5,700	5,560	5,430
81～85	5,870	5,740	5,620	5,530	5,450	5,360	5,240	5,110
86～90	5,540	5,420	5,300	5,220	5,140	5,060	4,950	4,830
91～95	5,250	5,140	5,020	4,950	4,870	4,800	4,680	4,570
96～100	4,990	4,880	4,770	4,700	4,630	4,560	4,450	4,340
101～105	4,750	4,650	4,550	4,480	4,410	4,340	4,240	4,140
106～110	4,530	4,440	4,340	4,270	4,210	4,140	4,050	3,950
111～115	4,340	4,240	4,150	4,090	4,030	3,960	3,870	3,780
116～120	4,160	4,070	3,980	3,920	3,860	3,800	3,710	3,620
121～125	3,990	3,900	3,820	3,760	3,700	3,650	3,560	3,470
126～130	3,840	3,750	3,670	3,620	3,560	3,510	3,420	3,340
131～135	3,690	3,610	3,530	3,480	3,430	3,380	3,300	3,220
136～140	3,560	3,490	3,410	3,360	3,310	3,250	3,180	3,100
141～145	3,440	3,360	3,290	3,240	3,190	3,140	3,070	2,990
146～150	3,320	3,250	3,180	3,130	3,090	3,040	2,970	2,890
151人以上	3,220	3,150	3,080	3,030	2,990	2,940	2,870	2,800

現 行

(6) 心理担当職員加算分保護単価（常勤単価）

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～35人	14,210	13,910	13,600	13,400	13,190	12,990	12,680	12,370
36～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～45	11,050	10,820	10,580	10,420	10,260	10,100	9,860	9,620
46～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51～55	9,040	8,850	8,650	8,520	8,390	8,260	8,070	7,870
56～60	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220
61～65	7,650	7,490	7,320	7,210	7,100	6,990	6,830	6,660
66～70	7,110	6,950	6,800	6,700	6,590	6,490	6,340	6,180
71～75	6,630	6,490	6,340	6,250	6,150	6,060	5,910	5,770
76～80	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	5,540	5,410
81～85	5,850	5,720	5,600	5,510	5,430	5,340	5,220	5,090
86～90	5,530	5,410	5,290	5,210	5,130	5,050	4,930	4,810
91～95	5,230	5,120	5,010	4,930	4,860	4,780	4,670	4,560
96～100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	4,440	4,330
101～105	4,740	4,630	4,530	4,460	4,390	4,330	4,220	4,120
106～110	4,520	4,420	4,320	4,260	4,190	4,130	4,030	3,930
111～115	4,320	4,230	4,140	4,070	4,010	3,950	3,860	3,760
116～120	4,140	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,700	3,610
121～125	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	3,550	3,460
126～130	3,820	3,740	3,660	3,600	3,550	3,490	3,410	3,330
131～135	3,680	3,600	3,520	3,470	3,420	3,360	3,280	3,200
136～140	3,550	3,470	3,400	3,350	3,290	3,240	3,170	3,090
141～145	3,430	3,350	3,280	3,230	3,180	3,130	3,060	2,980
146～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	2,960	2,880
151人以上	3,210	3,140	3,070	3,020	2,980	2,930	2,860	2,790

改正後

イ 乳児院								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,930	48,850	47,770	47,060	46,340	45,620	44,540	43,470
11～15人	33,280	32,560	31,850	31,370	30,890	30,410	29,690	28,980
16～20	24,960	24,420	23,880	23,530	23,170	22,810	22,270	21,730
21～25	19,970	19,540	19,110	18,820	18,530	18,250	17,820	17,380
26～30	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～35	14,260	13,950	13,650	13,440	13,240	13,030	12,720	12,420
36～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～45	11,090	10,850	10,610	10,450	10,290	10,130	9,900	9,660
46～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51～55	9,070	8,880	8,680	8,550	8,420	8,290	8,100	7,900
56～60	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240
61～65	7,680	7,510	7,350	7,240	7,130	7,010	6,850	6,680
66～70	7,130	6,970	6,820	6,720	6,620	6,510	6,360	6,210
71～75	6,650	6,510	6,370	6,270	6,170	6,080	5,940	5,790
76～80	6,240	6,100	5,970	5,880	5,790	5,700	5,560	5,430
81～85	5,870	5,740	5,620	5,530	5,450	5,360	5,240	5,110
86～90	5,540	5,420	5,300	5,220	5,140	5,060	4,950	4,830
91人以上	5,250	5,140	5,020	4,950	4,870	4,800	4,680	4,570

ウ 母子生活支援施設								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,280	32,560	31,850	31,370	30,890	30,410	29,690	28,980
11～20世帯	24,960	24,420	23,880	23,530	23,170	22,810	22,270	21,730
21～30	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51世帯以上	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240

現 行

イ 乳児院								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	44,390	43,320
11～15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,790	30,310	29,590	28,880
16～20	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	22,190	21,660
21～25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	17,750	17,320
26～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～35	14,210	13,910	13,600	13,400	13,190	12,990	12,680	12,370
36～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～45	11,050	10,820	10,580	10,420	10,260	10,100	9,860	9,620
46～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51～55	9,040	8,850	8,650	8,520	8,390	8,260	8,070	7,870
56～60	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220
61～65	7,650	7,490	7,320	7,210	7,100	6,990	6,830	6,660
66～70	7,110	6,950	6,800	6,700	6,590	6,490	6,340	6,180
71～75	6,630	6,490	6,340	6,250	6,150	6,060	5,910	5,770
76～80	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	5,540	5,410
81～85	5,850	5,720	5,600	5,510	5,430	5,340	5,220	5,090
86～90	5,530	5,410	5,290	5,210	5,130	5,050	4,930	4,810
91人以上	5,230	5,120	5,010	4,930	4,860	4,780	4,670	4,560

ウ 母子生活支援施設								
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,790	30,310	29,590	28,880
11～20世帯	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	22,190	21,660
21～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51世帯以上	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220

## 改正後

## (7) 個別対応職員加算分保護単価

## ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 55,470	円 54,280	円 53,080	円 52,280	円 51,490	円 50,690	円 49,490	円 48,300

## イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,280	32,560	31,850	31,370	30,890	30,410	29,690	28,980
11～20世帯	24,960	24,420	23,880	23,530	23,170	22,810	22,270	21,730
21～30	16,640	16,280	15,920	15,680	15,440	15,200	14,850	14,490
31～40	12,480	12,210	11,940	11,760	11,580	11,400	11,130	10,860
41～50	9,980	9,770	9,550	9,410	9,260	9,120	8,910	8,690
51世帯以上	8,320	8,140	7,960	7,840	7,720	7,600	7,420	7,240

## 現 行

## (7) 個別対応職員加算分保護単価

## ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 55,290	円 54,100	円 52,900	円 52,110	円 51,310	円 50,520	円 49,320	円 48,130

## イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,790	30,310	29,590	28,880
11～20世帯	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	22,190	21,660
21～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	14,790	14,440
31～40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	11,090	10,830
41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	8,870	8,660
51世帯以上	8,290	8,110	7,930	7,810	7,690	7,570	7,390	7,220

改正後

(8) 職業指導員加算分保護単価  
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,050	14,730	14,410	14,200	13,990	13,780	13,460	13,140
31～35人	12,900	12,630	12,350	12,170	11,990	11,810	11,530	11,260
36～40	11,290	11,050	10,810	10,650	10,490	10,330	10,090	9,850
41～45	10,030	9,820	9,610	9,470	9,320	9,180	8,970	8,760
46～50	9,030	8,840	8,650	8,520	8,390	8,260	8,070	7,880
51～55	8,210	8,030	7,860	7,740	7,630	7,510	7,340	7,160
56～60	7,520	7,360	7,210	7,100	6,990	6,890	6,730	6,570
61～65	6,950	6,800	6,650	6,550	6,450	6,360	6,210	6,060
66～70	6,450	6,310	6,180	6,080	5,990	5,900	5,760	5,630
71～75	6,020	5,890	5,760	5,680	5,590	5,510	5,380	5,250
76～80	5,640	5,520	5,400	5,320	5,240	5,160	5,040	4,920
81～85	5,310	5,200	5,080	5,010	4,930	4,860	4,750	4,630
86～90	5,010	4,910	4,800	4,730	4,660	4,590	4,480	4,380
91～95	4,750	4,650	4,550	4,480	4,410	4,350	4,250	4,150
96～100	4,510	4,420	4,320	4,260	4,190	4,130	4,030	3,940
101～105	4,300	4,210	4,120	4,050	3,990	3,930	3,840	3,750
106～110	4,100	4,020	3,930	3,870	3,810	3,750	3,670	3,580
111～115	3,920	3,840	3,760	3,700	3,650	3,590	3,510	3,420
116～120	3,760	3,680	3,600	3,550	3,490	3,440	3,360	3,280
121～125	3,610	3,530	3,460	3,400	3,350	3,300	3,230	3,150
126～130	3,470	3,400	3,320	3,270	3,220	3,180	3,100	3,030
131～135	3,340	3,270	3,200	3,150	3,110	3,060	2,990	2,920
136～140	3,220	3,150	3,090	3,040	2,990	2,950	2,880	2,810
141～145	3,110	3,040	2,980	2,930	2,890	2,850	2,780	2,710
146～150	3,010	2,940	2,880	2,840	2,790	2,750	2,690	2,620
151人以上	2,910	2,850	2,790	2,750	2,700	2,660	2,600	2,540

現 行

(8) 職業指導員加算分保護単価  
ア 児童養護施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,000	14,680	14,360	14,150	13,940	13,730	13,410	13,090
31～35人	12,860	12,580	12,310	12,130	11,950	11,760	11,490	11,220
36～40	11,250	11,010	10,770	10,610	10,450	10,290	10,050	9,820
41～45	10,000	9,790	9,570	9,430	9,290	9,150	8,940	8,720
46～50	9,000	8,810	8,620	8,490	8,360	8,230	8,040	7,850
51～55	8,180	8,010	7,830	7,720	7,600	7,490	7,310	7,140
56～60	7,500	7,340	7,180	7,070	6,970	6,860	6,700	6,540
61～65	6,920	6,770	6,630	6,530	6,430	6,330	6,190	6,040
66～70	6,430	6,290	6,150	6,060	5,970	5,880	5,740	5,610
71～75	6,000	5,870	5,740	5,660	5,570	5,490	5,360	5,230
76～80	5,620	5,500	5,380	5,300	5,220	5,140	5,030	4,910
81～85	5,290	5,180	5,070	4,990	4,920	4,840	4,730	4,620
86～90	5,000	4,890	4,780	4,710	4,640	4,570	4,470	4,360
91～95	4,730	4,630	4,530	4,470	4,400	4,330	4,230	4,130
96～100	4,500	4,400	4,310	4,240	4,180	4,110	4,020	3,920
101～105	4,280	4,190	4,100	4,040	3,980	3,920	3,830	3,740
106～110	4,090	4,000	3,910	3,860	3,800	3,740	3,650	3,570
111～115	3,910	3,830	3,740	3,690	3,630	3,580	3,490	3,410
116～120	3,750	3,670	3,590	3,530	3,480	3,430	3,350	3,270
121～125	3,600	3,520	3,440	3,390	3,340	3,290	3,210	3,140
126～130	3,460	3,380	3,310	3,260	3,210	3,160	3,090	3,020
131～135	3,330	3,260	3,190	3,140	3,090	3,050	2,980	2,910
136～140	3,210	3,140	3,070	3,030	2,980	2,940	2,870	2,800
141～145	3,100	3,030	2,970	2,920	2,880	2,840	2,770	2,700
146～150	3,000	2,930	2,870	2,830	2,780	2,740	2,680	2,610
151人以上	2,900	2,840	2,780	2,740	2,690	2,650	2,590	2,530

改正後

現 行

イ 児童自立支援施設

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,930	15,590	15,240	15,020	14,790	14,560	14,220	13,870
31～35人	13,650	13,360	13,070	12,870	12,670	12,480	12,180	11,890
36～40	11,950	11,690	11,430	11,260	11,090	10,920	10,660	10,400
41～45	10,620	10,390	10,160	10,010	9,860	9,700	9,480	9,250
46～50	9,560	9,350	9,150	9,010	8,870	8,730	8,530	8,320
51～55	8,690	8,500	8,310	8,190	8,060	7,940	7,750	7,560
56～60	7,960	7,790	7,620	7,510	7,390	7,280	7,110	6,930
61～65	7,350	7,190	7,030	6,930	6,820	6,720	6,560	6,400
66～70	6,830	6,680	6,530	6,430	6,330	6,240	6,090	5,940
71～75	6,370	6,230	6,100	6,000	5,910	5,820	5,680	5,550
76～80	5,970	5,840	5,710	5,630	5,540	5,460	5,330	5,200
81～85	5,620	5,500	5,380	5,300	5,220	5,140	5,010	4,890
86～90	5,310	5,190	5,080	5,000	4,930	4,850	4,740	4,620
91～95	5,030	4,920	4,810	4,740	4,670	4,590	4,490	4,380
96～100	4,780	4,670	4,570	4,500	4,430	4,360	4,260	4,160
101～105	4,550	4,450	4,350	4,290	4,220	4,160	4,060	3,960
106～110	4,340	4,250	4,150	4,090	4,030	3,970	3,870	3,780
111～115	4,150	4,060	3,970	3,910	3,850	3,790	3,710	3,620
116～120	3,980	3,890	3,810	3,750	3,690	3,640	3,550	3,460
121～125	3,820	3,740	3,660	3,600	3,550	3,490	3,410	3,330
126～130	3,670	3,590	3,510	3,460	3,410	3,360	3,280	3,200
131～135	3,540	3,460	3,380	3,330	3,280	3,230	3,160	3,080
136～140	3,410	3,340	3,260	3,210	3,170	3,120	3,040	2,970
141～145	3,290	3,220	3,150	3,100	3,060	3,010	2,940	2,870
146～150	3,180	3,110	3,050	3,000	2,950	2,910	2,840	2,770
151人以上	3,080	3,010	2,950	2,900	2,860	2,810	2,750	2,680

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,880	15,540	15,190	14,960	14,740	14,510	14,160	13,820
31～35人	13,610	13,320	13,020	12,830	12,630	12,430	12,140	11,850
36～40	11,910	11,650	11,390	11,220	11,050	10,880	10,620	10,370
41～45	10,580	10,360	10,130	9,970	9,820	9,670	9,440	9,210
46～50	9,520	9,320	9,110	8,980	8,840	8,700	8,500	8,290
51～55	8,660	8,470	8,280	8,160	8,040	7,910	7,720	7,540
56～60	7,940	7,770	7,590	7,480	7,370	7,250	7,080	6,910
61～65	7,330	7,170	7,010	6,900	6,800	6,690	6,540	6,380
66～70	6,800	6,660	6,510	6,410	6,310	6,210	6,070	5,920
71～75	6,350	6,210	6,070	5,980	5,890	5,800	5,660	5,530
76～80	5,950	5,820	5,690	5,610	5,520	5,440	5,310	5,180
81～85	5,600	5,480	5,360	5,280	5,200	5,120	5,000	4,880
86～90	5,290	5,180	5,060	4,990	4,910	4,830	4,720	4,600
91～95	5,010	4,900	4,790	4,720	4,650	4,580	4,470	4,360
96～100	4,760	4,660	4,550	4,490	4,420	4,350	4,250	4,140
101～105	4,530	4,440	4,340	4,270	4,210	4,140	4,040	3,950
106～110	4,330	4,230	4,140	4,080	4,020	3,950	3,860	3,770
111～115	4,140	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,690	3,600
116～120	3,970	3,880	3,790	3,740	3,680	3,620	3,540	3,450
121～125	3,810	3,730	3,640	3,590	3,530	3,480	3,400	3,310
126～130	3,660	3,580	3,500	3,450	3,400	3,340	3,270	3,190
131～135	3,520	3,450	3,370	3,320	3,270	3,220	3,140	3,070
136～140	3,400	3,330	3,250	3,200	3,150	3,110	3,030	2,960
141～145	3,280	3,210	3,140	3,090	3,050	3,000	2,930	2,860
146～150	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,900	2,830	2,760
151人以上	3,070	3,000	2,940	2,890	2,850	2,800	2,740	2,670

改正後

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,780	14,420	14,060	13,820	13,580	13,340	12,980	12,620
31～35人	12,670	12,360	12,050	11,840	11,640	11,430	11,120	10,820
36～40	11,080	10,810	10,540	10,360	10,180	10,000	9,730	9,460
41～45	9,850	9,610	9,370	9,210	9,050	8,890	8,650	8,410
46～50	8,870	8,650	8,430	8,290	8,150	8,000	7,790	7,570
51～55	8,060	7,860	7,670	7,540	7,400	7,270	7,080	6,880
56～60	7,390	7,210	7,030	6,910	6,790	6,670	6,490	6,310
61～65	6,820	6,650	6,490	6,380	6,260	6,150	5,990	5,820
66～70	6,330	6,180	6,020	5,920	5,820	5,710	5,560	5,410
71～75	5,910	5,760	5,620	5,520	5,430	5,330	5,190	5,040
76～80	5,540	5,400	5,270	5,180	5,090	5,000	4,860	4,730
81～85	5,210	5,090	4,960	4,870	4,790	4,700	4,580	4,450
86～90	4,920	4,800	4,680	4,600	4,520	4,440	4,320	4,200
91～95	4,660	4,550	4,440	4,360	4,280	4,210	4,100	3,980
96～100	4,430	4,320	4,210	4,140	4,070	4,000	3,890	3,780
101～105	4,220	4,120	4,010	3,940	3,880	3,810	3,700	3,600
106～110	4,030	3,930	3,830	3,770	3,700	3,630	3,540	3,440
111～115	3,850	3,760	3,660	3,600	3,540	3,480	3,380	3,290
116～120	3,690	3,600	3,510	3,450	3,390	3,330	3,240	3,150
121～125	3,540	3,460	3,370	3,310	3,260	3,200	3,110	3,030
126～130	3,410	3,320	3,240	3,190	3,130	3,070	2,990	2,910
131～135	3,280	3,200	3,120	3,070	3,010	2,960	2,880	2,800
136～140	3,160	3,090	3,010	2,960	2,910	2,850	2,780	2,700
141～145	3,050	2,980	2,910	2,860	2,810	2,760	2,680	2,610
146～150	2,950	2,880	2,810	2,760	2,710	2,660	2,590	2,520
151人以上	2,860	2,790	2,720	2,670	2,620	2,580	2,510	2,440

現 行

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,750	14,390	14,030	13,790	13,550	13,310	12,950	12,590
31～35人	12,640	12,330	12,020	11,820	11,610	11,410	11,100	10,790
36～40	11,060	10,790	10,520	10,340	10,160	9,980	9,710	9,440
41～45	9,830	9,590	9,350	9,190	9,030	8,870	8,630	8,390
46～50	8,850	8,630	8,420	8,270	8,130	7,980	7,770	7,550
51～55	8,040	7,850	7,650	7,520	7,390	7,260	7,060	6,870
56～60	7,370	7,190	7,010	6,890	6,770	6,650	6,470	6,290
61～65	6,800	6,640	6,470	6,360	6,250	6,140	5,970	5,810
66～70	6,320	6,160	6,010	5,910	5,800	5,700	5,550	5,390
71～75	5,900	5,750	5,610	5,510	5,420	5,320	5,180	5,030
76～80	5,530	5,390	5,260	5,170	5,080	4,990	4,850	4,720
81～85	5,200	5,080	4,950	4,860	4,780	4,690	4,570	4,440
86～90	4,910	4,790	4,670	4,590	4,510	4,430	4,310	4,190
91～95	4,650	4,540	4,430	4,350	4,280	4,200	4,090	3,970
96～100	4,420	4,310	4,210	4,130	4,060	3,990	3,880	3,770
101～105	4,210	4,110	4,010	3,940	3,870	3,800	3,700	3,590
106～110	4,020	3,920	3,820	3,760	3,690	3,630	3,530	3,430
111～115	3,840	3,750	3,660	3,590	3,530	3,470	3,380	3,280
116～120	3,680	3,590	3,500	3,440	3,380	3,320	3,230	3,140
121～125	3,540	3,450	3,360	3,310	3,250	3,190	3,100	3,020
126～130	3,400	3,320	3,230	3,180	3,120	3,070	2,990	2,900
131～135	3,270	3,190	3,110	3,060	3,010	2,950	2,870	2,790
136～140	3,160	3,080	3,000	2,950	2,900	2,850	2,770	2,690
141～145	3,050	2,970	2,900	2,850	2,800	2,750	2,680	2,600
146～150	2,950	2,870	2,800	2,750	2,710	2,660	2,590	2,510
151人以上	2,850	2,780	2,710	2,670	2,620	2,570	2,500	2,430

改正後

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	<u>30,110</u>	<u>29,470</u>	<u>28,830</u>	<u>28,410</u>	<u>27,980</u>	<u>27,560</u>	<u>26,920</u>	<u>26,280</u>
11～20	<u>22,580</u>	<u>22,100</u>	<u>21,620</u>	<u>21,300</u>	<u>20,990</u>	<u>20,670</u>	<u>20,190</u>	<u>19,710</u>
21～30	<u>15,050</u>	<u>14,730</u>	<u>14,410</u>	<u>14,200</u>	<u>13,990</u>	<u>13,780</u>	<u>13,460</u>	<u>13,140</u>
31～40	<u>13,550</u>	<u>13,260</u>	<u>12,970</u>	<u>12,780</u>	<u>12,590</u>	<u>12,400</u>	<u>12,110</u>	<u>11,820</u>
41～50	<u>12,040</u>	<u>11,790</u>	<u>11,530</u>	<u>11,360</u>	<u>11,190</u>	<u>11,020</u>	<u>10,760</u>	<u>10,510</u>
51世帯以上	<u>10,540</u>	<u>10,310</u>	<u>10,090</u>	<u>9,940</u>	<u>9,790</u>	<u>9,640</u>	<u>9,420</u>	<u>9,200</u>

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	<u>50,540</u>	<u>49,400</u>	<u>48,260</u>	<u>47,500</u>	<u>46,740</u>	<u>45,980</u>	<u>44,840</u>	<u>43,700</u>
20世帯	<u>25,270</u>	<u>24,700</u>	<u>24,130</u>	<u>23,750</u>	<u>23,370</u>	<u>22,990</u>	<u>22,420</u>	<u>21,850</u>

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯	<u>23,990</u>	<u>23,450</u>	<u>22,920</u>	<u>22,560</u>	<u>22,200</u>	<u>21,840</u>	<u>21,300</u>	<u>20,760</u>
21～30	<u>15,990</u>	<u>15,630</u>	<u>15,280</u>	<u>15,040</u>	<u>14,800</u>	<u>14,560</u>	<u>14,200</u>	<u>13,840</u>
31～40	<u>11,990</u>	<u>11,720</u>	<u>11,460</u>	<u>11,280</u>	<u>11,100</u>	<u>10,920</u>	<u>10,650</u>	<u>10,380</u>
41～50	<u>10,790</u>	<u>10,550</u>	<u>10,310</u>	<u>10,150</u>	<u>9,990</u>	<u>9,830</u>	<u>9,580</u>	<u>9,340</u>
51世帯以上	<u>9,590</u>	<u>9,380</u>	<u>9,160</u>	<u>9,020</u>	<u>8,880</u>	<u>8,730</u>	<u>8,520</u>	<u>8,300</u>

現 行

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	<u>30,010</u>	<u>29,370</u>	<u>28,730</u>	<u>28,310</u>	<u>27,880</u>	<u>27,460</u>	<u>26,820</u>	<u>26,180</u>
11～20	<u>22,500</u>	<u>22,030</u>	<u>21,550</u>	<u>21,230</u>	<u>20,910</u>	<u>20,590</u>	<u>20,110</u>	<u>19,640</u>
21～30	<u>15,000</u>	<u>14,680</u>	<u>14,360</u>	<u>14,150</u>	<u>13,940</u>	<u>13,730</u>	<u>13,410</u>	<u>13,090</u>
31～40	<u>13,500</u>	<u>13,210</u>	<u>12,930</u>	<u>12,740</u>	<u>12,540</u>	<u>12,350</u>	<u>12,070</u>	<u>11,780</u>
41～50	<u>12,000</u>	<u>11,750</u>	<u>11,490</u>	<u>11,320</u>	<u>11,150</u>	<u>10,980</u>	<u>10,730</u>	<u>10,470</u>
51世帯以上	<u>10,500</u>	<u>10,280</u>	<u>10,050</u>	<u>9,900</u>	<u>9,760</u>	<u>9,610</u>	<u>9,380</u>	<u>9,160</u>

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	<u>50,370</u>	<u>49,240</u>	<u>48,100</u>	<u>47,340</u>	<u>46,580</u>	<u>45,820</u>	<u>44,690</u>	<u>43,550</u>
20世帯	<u>25,190</u>	<u>24,620</u>	<u>24,050</u>	<u>23,670</u>	<u>23,290</u>	<u>22,910</u>	<u>22,340</u>	<u>21,770</u>

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯	<u>23,910</u>	<u>23,370</u>	<u>22,840</u>	<u>22,480</u>	<u>22,120</u>	<u>21,760</u>	<u>21,220</u>	<u>20,690</u>
21～30	<u>15,940</u>	<u>15,580</u>	<u>15,220</u>	<u>14,980</u>	<u>14,750</u>	<u>14,510</u>	<u>14,150</u>	<u>13,790</u>
31～40	<u>11,950</u>	<u>11,680</u>	<u>11,420</u>	<u>11,240</u>	<u>11,060</u>	<u>10,880</u>	<u>10,610</u>	<u>10,340</u>
41～50	<u>10,760</u>	<u>10,520</u>	<u>10,270</u>	<u>10,110</u>	<u>9,950</u>	<u>9,790</u>	<u>9,550</u>	<u>9,310</u>
51世帯以上	<u>9,560</u>	<u>9,350</u>	<u>9,130</u>	<u>8,990</u>	<u>8,850</u>	<u>8,700</u>	<u>8,490</u>	<u>8,270</u>

改正後

(13) 小規模グループケア加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,150	19,790	19,430	19,200	18,960	18,720	18,360	18,000
31～35人	17,270	16,970	16,660	16,450	16,250	16,040	15,740	15,430
36～40	15,110	14,840	14,570	14,400	14,220	14,040	13,770	13,500
41～45	13,430	13,190	12,950	12,800	12,640	12,480	12,240	12,000
46～50	12,090	11,870	11,660	11,520	11,370	11,230	11,010	10,800
51～55	10,990	10,790	10,600	10,470	10,340	10,210	10,010	9,820
56～60	10,070	9,890	9,720	9,600	9,480	9,360	9,180	9,000
61～65	9,300	9,130	8,970	8,860	8,750	8,640	8,470	8,310
66～70	8,630	8,480	8,330	8,220	8,120	8,020	7,870	7,710
71～75	8,060	7,910	7,770	7,680	7,580	7,480	7,340	7,200
76～80	7,550	7,420	7,290	7,200	7,110	7,020	6,880	6,750
81～85	7,110	6,980	6,860	6,770	6,690	6,600	6,480	6,350
86～90	6,710	6,590	6,480	6,400	6,320	6,240	6,120	6,000
91～95	6,360	6,250	6,130	6,060	5,980	5,910	5,790	5,680
96～100	6,040	5,930	5,830	5,760	5,680	5,610	5,500	5,400
101～105	5,750	5,650	5,550	5,480	5,410	5,340	5,240	5,140
106～110	5,490	5,390	5,300	5,230	5,170	5,100	5,000	4,910
111～115	5,250	5,160	5,070	5,000	4,940	4,880	4,790	4,690
116～120	5,030	4,940	4,850	4,800	4,740	4,680	4,590	4,500
121～125	4,830	4,750	4,660	4,600	4,550	4,490	4,400	4,320
126～130	4,650	4,560	4,480	4,430	4,370	4,320	4,230	4,150
131～135	4,480	4,400	4,320	4,260	4,210	4,160	4,080	4,000
136～140	4,310	4,240	4,160	4,110	4,060	4,010	3,930	3,850
141～145	4,170	4,090	4,020	3,970	3,920	3,870	3,790	3,720
146～150	4,030	3,960	3,880	3,840	3,790	3,740	3,670	3,600
151人以上	3,900	3,830	3,760	3,710	3,670	3,620	3,550	3,480

現 行

(13) 小規模グループケア加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,090	19,740	19,380	19,140	18,900	18,660	18,300	17,950
31～35人	17,220	16,920	16,610	16,400	16,200	15,990	15,690	15,380
36～40	15,070	14,800	14,530	14,350	14,170	13,990	13,730	13,460
41～45	13,390	13,160	12,920	12,760	12,600	12,440	12,200	11,960
46～50	12,050	11,840	11,630	11,480	11,340	11,200	10,980	10,770
51～55	10,960	10,760	10,570	10,440	10,310	10,180	9,980	9,790
56～60	10,040	9,870	9,690	9,570	9,450	9,330	9,150	8,970
61～65	9,270	9,110	8,940	8,830	8,720	8,610	8,450	8,280
66～70	8,610	8,460	8,300	8,200	8,100	8,000	7,840	7,690
71～75	8,040	7,890	7,750	7,650	7,560	7,460	7,320	7,180
76～80	7,530	7,400	7,260	7,170	7,080	7,000	6,860	6,730
81～85	7,090	6,960	6,840	6,750	6,670	6,580	6,460	6,330
86～90	6,700	6,580	6,460	6,380	6,300	6,220	6,100	5,980
91～95	6,340	6,230	6,120	6,040	5,970	5,890	5,780	5,660
96～100	6,030	5,920	5,810	5,740	5,670	5,600	5,490	5,380
101～105	5,740	5,640	5,530	5,470	5,400	5,330	5,230	5,120
106～110	5,480	5,380	5,280	5,220	5,150	5,090	4,990	4,890
111～115	5,240	5,150	5,050	4,990	4,930	4,870	4,770	4,680
116～120	5,020	4,930	4,840	4,780	4,720	4,660	4,570	4,480
121～125	4,820	4,730	4,650	4,590	4,530	4,480	4,390	4,300
126～130	4,630	4,550	4,470	4,410	4,360	4,300	4,220	4,140
131～135	4,460	4,380	4,300	4,250	4,200	4,140	4,060	3,980
136～140	4,300	4,230	4,150	4,100	4,050	4,000	3,920	3,840
141～145	4,150	4,080	4,010	3,960	3,910	3,860	3,780	3,710
146～150	4,020	3,940	3,870	3,820	3,780	3,730	3,660	3,590
151人以上	3,890	3,820	3,750	3,700	3,650	3,610	3,540	3,470

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	60,470	59,390	58,310	57,600	56,880	56,160	55,080	54,010
11～15人	40,310	39,590	38,870	38,400	37,920	37,440	36,720	36,000
16～20	30,230	29,690	29,150	28,800	28,440	28,080	27,540	27,000
21～25	24,180	23,750	23,320	23,040	22,750	22,460	22,030	21,600
26～30	20,150	19,790	19,430	19,200	18,960	18,720	18,360	18,000
31～35	17,270	16,970	16,660	16,450	16,250	16,040	15,740	15,430
36～40	15,110	14,840	14,570	14,400	14,220	14,040	13,770	13,500
41～45	13,430	13,190	12,950	12,800	12,640	12,480	12,240	12,000
46～50	12,090	11,870	11,660	11,520	11,370	11,230	11,010	10,800
51～55	10,990	10,790	10,600	10,470	10,340	10,210	10,010	9,820
56～60	10,070	9,890	9,720	9,600	9,480	9,360	9,180	9,000
61～65	9,300	9,130	8,970	8,860	8,750	8,640	8,470	8,310
66～70	8,630	8,480	8,330	8,220	8,120	8,020	7,870	7,710
71～75	8,060	7,910	7,770	7,680	7,580	7,480	7,340	7,200
76～80	7,550	7,420	7,290	7,200	7,110	7,020	6,880	6,750
81～85	7,110	6,980	6,860	6,770	6,690	6,600	6,480	6,350
86～90	6,710	6,590	6,480	6,400	6,320	6,240	6,120	6,000
91人以上	6,360	6,250	6,130	6,060	5,980	5,910	5,790	5,680

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	20,150	19,790	19,430	19,200	18,960	18,720	18,360	18,000
31～35人	17,270	16,970	16,660	16,450	16,250	16,040	15,740	15,430
36～40	15,110	14,840	14,570	14,400	14,220	14,040	13,770	13,500
41～45	13,430	13,190	12,950	12,800	12,640	12,480	12,240	12,000
46人以上	12,090	11,870	11,660	11,520	11,370	11,230	11,010	10,800

現 行

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
10人まで	60,290	59,220	58,140	57,430	56,710	55,990	54,920	53,850
11～15人	40,190	39,480	38,760	38,280	37,800	37,330	36,610	35,890
16～20	30,140	29,610	29,070	28,710	28,350	28,000	27,460	26,920
21～25	24,110	23,680	23,250	22,970	22,680	22,400	21,970	21,540
26～30	20,090	19,740	19,380	19,140	18,900	18,660	18,300	17,950
31～35	17,220	16,920	16,610	16,400	16,200	15,990	15,690	15,380
36～40	15,070	14,800	14,530	14,350	14,170	13,990	13,730	13,460
41～45	13,390	13,160	12,920	12,760	12,600	12,440	12,200	11,960
46～50	12,050	11,840	11,630	11,480	11,340	11,200	10,980	10,770
51～55	10,960	10,760	10,570	10,440	10,310	10,180	9,980	9,790
56～60	10,040	9,870	9,690	9,570	9,450	9,330	9,150	8,970
61～65	9,270	9,110	8,940	8,830	8,720	8,610	8,450	8,280
66～70	8,610	8,460	8,300	8,200	8,100	8,000	7,840	7,690
71～75	8,040	7,890	7,750	7,650	7,560	7,460	7,320	7,180
76～80	7,530	7,400	7,260	7,170	7,080	7,000	6,860	6,730
81～85	7,090	6,960	6,840	6,750	6,670	6,580	6,460	6,330
86～90	6,700	6,580	6,460	6,380	6,300	6,220	6,100	5,980
91人以上	6,340	6,230	6,120	6,040	5,970	5,890	5,780	5,660

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	20,090	19,740	19,380	19,140	18,900	18,660	18,300	17,950
31～35人	17,220	16,920	16,610	16,400	16,200	15,990	15,690	15,380
36～40	15,070	14,800	14,530	14,350	14,170	13,990	13,730	13,460
41～45	13,390	13,160	12,920	12,760	12,600	12,440	12,200	11,960
46人以上	12,050	11,840	11,630	11,480	11,340	11,200	10,980	10,770

改正後

(14) 心理担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設、児童自立支援施設  
(常勤の非常勤職員)

イ 乳児院  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	<u>9,210</u>
31 ~ 35人	<u>7,890</u>
36 ~ 40	<u>6,910</u>
41 ~ 45	<u>6,140</u>
46 ~ 50	<u>5,520</u>
51 ~ 55	<u>5,020</u>
56 ~ 60	<u>4,600</u>
61 ~ 65	<u>4,250</u>
66 ~ 70	<u>3,940</u>
71 ~ 75	<u>3,680</u>
76 ~ 80	<u>3,450</u>
81 ~ 85	<u>3,250</u>
86 ~ 90	<u>3,070</u>
91 ~ 95	<u>2,910</u>
96 ~ 100	<u>2,760</u>
101 ~ 105	<u>2,630</u>
106 ~ 110	<u>2,510</u>
111 ~ 115	<u>2,400</u>
116 ~ 120	<u>2,300</u>
121 ~ 125	<u>2,210</u>
126 ~ 130	2,120
131 ~ 135	2,040
136 ~ 140	<u>1,970</u>
141 ~ 145	1,900
146 ~ 150	<u>1,840</u>
151人以上	<u>1,780</u>

定員	月額
	円
10人まで	<u>27,640</u>
11 ~ 15人	<u>18,420</u>
16 ~ 20	<u>13,820</u>
21 ~ 25	<u>11,050</u>
26 ~ 30	<u>9,210</u>
31 ~ 35	<u>7,890</u>
36 ~ 40	<u>6,910</u>
41 ~ 45	<u>6,140</u>
46 ~ 50	<u>5,520</u>
51 ~ 55	<u>5,020</u>
56 ~ 60	<u>4,600</u>
61 ~ 65	<u>4,250</u>
66 ~ 70	<u>3,940</u>
71 ~ 75	<u>3,680</u>
76 ~ 80	<u>3,450</u>
81 ~ 85	<u>3,250</u>
86 ~ 90	<u>3,070</u>
91人以上	<u>2,910</u>

現 行

(14) 心理担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設、児童自立支援施設  
(常勤の非常勤職員)

イ 乳児院  
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	<u>9,180</u>
31 ~ 35人	<u>7,870</u>
36 ~ 40	<u>6,890</u>
41 ~ 45	<u>6,120</u>
46 ~ 50	<u>5,510</u>
51 ~ 55	<u>5,010</u>
56 ~ 60	<u>4,590</u>
61 ~ 65	<u>4,240</u>
66 ~ 70	<u>3,930</u>
71 ~ 75	<u>3,670</u>
76 ~ 80	<u>3,440</u>
81 ~ 85	<u>3,240</u>
86 ~ 90	<u>3,060</u>
91 ~ 95	<u>2,900</u>
96 ~ 100	<u>2,750</u>
101 ~ 105	<u>2,620</u>
106 ~ 110	<u>2,500</u>
111 ~ 115	<u>2,390</u>
116 ~ 120	<u>2,290</u>
121 ~ 125	<u>2,200</u>
126 ~ 130	2,120
131 ~ 135	2,040
136 ~ 140	<u>1,960</u>
141 ~ 145	1,900
146 ~ 150	<u>1,830</u>
151人以上	<u>1,770</u>

定員	月額
	円
10人まで	<u>27,560</u>
11 ~ 15人	<u>18,370</u>
16 ~ 20	<u>13,780</u>
21 ~ 25	<u>11,020</u>
26 ~ 30	<u>9,180</u>
31 ~ 35	<u>7,870</u>
36 ~ 40	<u>6,890</u>
41 ~ 45	<u>6,120</u>
46 ~ 50	<u>5,510</u>
51 ~ 55	<u>5,010</u>
56 ~ 60	<u>4,590</u>
61 ~ 65	<u>4,240</u>
66 ~ 70	<u>3,930</u>
71 ~ 75	<u>3,670</u>
76 ~ 80	<u>3,440</u>
81 ~ 85	<u>3,240</u>
86 ~ 90	<u>3,060</u>
91人以上	<u>2,900</u>

改正後

ウ 母子生活支援施設  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	<u>27,640</u>
11 ~ 20世帯	<u>13,820</u>
21 ~ 30	<u>9,210</u>
31 ~ 40	<u>6,910</u>
41 ~ 50	<u>5,520</u>
51世帯以上	<u>4,600</u>

エ 児童養護施設、児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	<u>6,130</u>
31 ~ 35人	<u>5,260</u>
36 ~ 40	<u>4,600</u>
41 ~ 45	<u>4,090</u>
46 ~ 50	<u>3,680</u>
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	<u>2,830</u>
66 ~ 70	<u>2,630</u>
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	<u>2,300</u>
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	<u>1,840</u>
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	<u>1,600</u>
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	<u>1,270</u>
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

現 行

ウ 母子生活支援施設  
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	<u>27,560</u>
11 ~ 20世帯	<u>13,780</u>
21 ~ 30	<u>9,180</u>
31 ~ 40	<u>6,890</u>
41 ~ 50	<u>5,510</u>
51世帯以上	<u>4,590</u>

エ 児童養護施設、児童自立支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	<u>6,120</u>
31 ~ 35人	<u>5,240</u>
36 ~ 40	<u>4,590</u>
41 ~ 45	<u>4,080</u>
46 ~ 50	<u>3,670</u>
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	<u>2,820</u>
66 ~ 70	<u>2,620</u>
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	<u>2,290</u>
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	<u>1,830</u>
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	<u>1,590</u>
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	<u>1,260</u>
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

改正後

オ 乳児院  
(非常勤職員)

定員	月額 円
10人まで	<u>18,410</u>
11 ~ 15人	<u>12,270</u>
16 ~ 20	<u>9,200</u>
21 ~ 25	<u>7,360</u>
26 ~ 30	<u>6,130</u>
31 ~ 35	<u>5,260</u>
36 ~ 40	<u>4,600</u>
41 ~ 45	<u>4,090</u>
46 ~ 50	<u>3,680</u>
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	<u>2,830</u>
66 ~ 70	<u>2,630</u>
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	<u>2,300</u>
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

カ 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額 円
10世帯まで	<u>18,410</u>
11 ~ 20世帯	<u>9,200</u>
21 ~ 30	<u>6,130</u>
31 ~ 40	<u>4,600</u>
41 ~ 50	<u>3,680</u>
51世帯以上	3,060

現 行

オ 乳児院  
(非常勤職員)

定員	月額 円
10人まで	<u>18,370</u>
11 ~ 15人	<u>12,240</u>
16 ~ 20	<u>9,180</u>
21 ~ 25	<u>7,340</u>
26 ~ 30	<u>6,120</u>
31 ~ 35	<u>5,240</u>
36 ~ 40	<u>4,590</u>
41 ~ 45	<u>4,080</u>
46 ~ 50	<u>3,670</u>
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	<u>2,820</u>
66 ~ 70	<u>2,620</u>
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	<u>2,290</u>
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

カ 母子生活支援施設  
(非常勤職員)

定員	月額 円
10世帯まで	<u>18,370</u>
11 ~ 20世帯	<u>9,180</u>
21 ~ 30	<u>6,120</u>
31 ~ 40	<u>4,590</u>
41 ~ 50	<u>3,670</u>
51世帯以上	3,060

改正後

(15) 基幹的職員加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	円 850	円 830	円 810	円 <u>800</u>	円 780	円 770	円 750	円 <u>730</u>
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	<u>590</u>	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	<u>410</u>	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	<u>370</u>	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	<u>290</u>	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91～95	270	260	250	250	240	240	230	230
96～100	250	250	240	240	230	230	220	210
101～105	240	230	230	220	220	220	210	200
106～110	230	220	220	210	210	210	200	190
111～115	220	210	210	200	200	200	190	190
116～120	210	200	200	200	190	190	180	180
121～125	200	200	190	190	180	180	180	170
126～130	190	190	180	180	180	170	170	160
131～135	190	180	180	170	170	170	160	160
136～140	180	170	170	170	160	160	160	150
141～145	170	170	160	160	160	160	150	150
146～150	170	160	160	160	150	150	150	140
151人以上	160	160	150	150	150	<u>150</u>	140	140

現 行

(15) 基幹的職員加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
30人まで	円 850	円 830	円 810	円 <u>790</u>	円 780	円 770	円 750	円 <u>720</u>
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	<u>580</u>	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	<u>400</u>	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	<u>360</u>	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	<u>280</u>	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91～95	270	260	250	250	240	240	230	230
96～100	250	250	240	240	230	230	220	210
101～105	240	230	230	220	220	220	210	200
106～110	230	220	220	210	210	210	200	190
111～115	220	210	210	200	200	200	190	190
116～120	210	200	200	200	190	190	180	180
121～125	200	200	190	190	180	180	180	170
126～130	190	190	180	180	180	170	170	160
131～135	190	180	180	170	170	170	160	160
136～140	180	170	170	170	160	160	160	150
141～145	170	170	160	160	160	160	150	150
146～150	170	160	160	160	150	150	150	140
151人以上	160	160	150	150	150	<u>140</u>	140	140

改正後

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,570	2,500	2,440	2,400	2,360	2,310	2,250	2,190
11～15人	1,710	1,670	1,630	1,600	1,570	1,540	1,500	1,460
16～20	1,280	1,250	1,220	1,200	1,180	1,150	1,120	1,090
21～25	1,020	1,000	970	960	940	920	900	870
26～30	850	830	810	800	780	770	750	730
31～35	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	590	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	410	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	370	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	290	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91人以上	270	260	250	250	240	240	230	230

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	800	780	770	750	730
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	590	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46人以上	510	500	480	480	470	460	450	430

現 行

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,560	2,500	2,440	2,390	2,350	2,310	2,240	2,180
11～15人	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540	1,500	1,450
16～20	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150	1,120	1,090
21～25	1,020	1,000	970	950	940	920	900	870
26～30	850	830	810	790	780	770	750	720
31～35	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51～55	460	450	440	430	420	420	400	390
56～60	420	410	400	400	390	380	370	360
61～65	390	380	370	360	360	350	340	330
66～70	360	350	340	340	330	330	320	310
71～75	340	330	320	320	310	300	300	290
76～80	320	310	300	300	290	280	280	270
81～85	300	290	280	280	270	270	260	250
86～90	280	270	270	260	260	250	250	240
91人以上	270	260	250	250	240	240	230	230

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	790	780	770	750	720
31～35人	730	710	690	680	670	660	640	620
36～40	640	620	610	600	580	570	560	540
41～45	570	550	540	530	520	510	500	480
46人以上	510	500	480	480	470	460	450	430

改正後

現行

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,710	1,670	<u>1,630</u>	<u>1,600</u>	1,570	1,540	1,500	<u>1,460</u>
11～20世帯	1,280	1,250	1,220	<u>1,200</u>	<u>1,180</u>	1,150	1,120	1,090
21～30	850	830	810	<u>800</u>	780	770	750	<u>730</u>
31～40	640	620	610	600	<u>590</u>	570	560	540
41～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51世帯以上	420	410	400	400	390	380	370	360

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,710	1,670	<u>1,620</u>	<u>1,590</u>	1,570	1,540	1,500	<u>1,450</u>
11～20世帯	1,280	1,250	1,220	<u>1,190</u>	<u>1,170</u>	1,150	1,120	1,090
21～30	850	830	810	<u>790</u>	780	770	750	<u>720</u>
31～40	640	620	610	600	<u>580</u>	570	560	540
41～50	510	500	480	480	470	460	450	430
51世帯以上	420	410	400	400	390	380	370	360

(16) 寒冷地加算分保護単価

○寒冷地に所在する施設

定員1人（母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人）当たりの月額

区分	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880
ファミリーホーム	1,010	900	890	700
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(16) 寒冷地加算分保護単価

○寒冷地に所在する施設

定員1人（母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人）当たりの月額

区分	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880
ファミリーホーム	1,010	900	890	700
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

改正後

現 行

(17) ボイラー技士雇上費加算分保  
護単価

(18) 児童養護施設の特別指導費加  
算分保護単価

(17) ボイラー技士雇上費加算分保  
護単価

(18) 児童養護施設の特別指導費加  
算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,700
31 ~ 35人	5,740
36 ~ 40	5,020
41 ~ 45	4,460
46 ~ 50	4,020
51 ~ 55	3,650
56 ~ 60	3,350
61 ~ 65	3,090
66 ~ 70	2,870
71 ~ 75	2,680
76 ~ 80	2,510
81 ~ 85	2,360
86 ~ 90	2,230
91 ~ 95	2,110
96 ~ 100	2,010
101 ~ 105	1,910
106 ~ 110	1,820
111 ~ 115	1,740
116 ~ 120	1,670
121 ~ 125	1,600
126 ~ 130	1,540
131 ~ 135	1,490
136 ~ 140	1,430
141 ~ 145	1,380
146 ~ 150	1,340
151人以上	1,290

定員	月額
	円
30人まで	5,180
31 ~ 35人	4,440
36 ~ 40	3,890
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96 ~ 100	1,550
101 ~ 105	1,480
106 ~ 110	1,410
111 ~ 115	1,350
116 ~ 120	1,290
121 ~ 125	1,240
126 ~ 130	1,190
131 ~ 135	1,150
136 ~ 140	1,110
141 ~ 145	1,070
146 ~ 150	1,030
151人以上	1,000

定員	月額
	円
30人まで	6,700
31 ~ 35人	5,740
36 ~ 40	5,020
41 ~ 45	4,460
46 ~ 50	4,020
51 ~ 55	3,650
56 ~ 60	3,350
61 ~ 65	3,090
66 ~ 70	2,870
71 ~ 75	2,680
76 ~ 80	2,510
81 ~ 85	2,360
86 ~ 90	2,230
91 ~ 95	2,110
96 ~ 100	2,010
101 ~ 105	1,910
106 ~ 110	1,820
111 ~ 115	1,740
116 ~ 120	1,670
121 ~ 125	1,600
126 ~ 130	1,540
131 ~ 135	1,490
136 ~ 140	1,430
141 ~ 145	1,380
146 ~ 150	1,340
151人以上	1,290

定員	月額
	円
30人まで	5,180
31 ~ 35人	4,440
36 ~ 40	3,890
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96 ~ 100	1,550
101 ~ 105	1,480
106 ~ 110	1,410
111 ~ 115	1,350
116 ~ 120	1,290
121 ~ 125	1,240
126 ~ 130	1,190
131 ~ 135	1,150
136 ~ 140	1,110
141 ~ 145	1,070
146 ~ 150	1,030
151人以上	1,000

改正後

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	円 8,090

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

定員	月額
人	円
40	3,880
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91人以上	1,630

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	円 16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	6,910
41 ~ 50	5,520
51世帯以上	4,600

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	円 15,550
世帯	
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

現行

(19) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	円 7,920

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

定員	月額
人	円
40	3,890
41 ~ 45	3,450
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91人以上	1,630

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	円 16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	6,890
41 ~ 50	5,510
51世帯以上	4,590

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	円 15,550
世帯	
11 ~ 20	7,780
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,890
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

改正後

現 行

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>30,110</u>	<u>29,470</u>	<u>28,830</u>	<u>28,410</u>	<u>27,980</u>	<u>27,560</u>	<u>26,920</u>	<u>26,280</u>
世帯								
11 ~ 20	<u>22,580</u>	<u>22,100</u>	<u>21,620</u>	<u>21,300</u>	<u>20,990</u>	<u>20,670</u>	<u>20,190</u>	<u>19,710</u>
21 ~ 30	<u>15,050</u>	<u>14,730</u>	<u>14,410</u>	<u>14,200</u>	<u>13,990</u>	<u>13,780</u>	<u>13,460</u>	<u>13,140</u>
31 ~ 40	<u>13,550</u>	<u>13,260</u>	<u>12,970</u>	<u>12,780</u>	<u>12,590</u>	<u>12,400</u>	<u>12,110</u>	<u>11,820</u>
41 ~ 50	<u>12,040</u>	<u>11,790</u>	<u>11,530</u>	<u>11,360</u>	<u>11,190</u>	<u>11,020</u>	<u>10,760</u>	<u>10,510</u>
51世帯以上	<u>10,540</u>	<u>10,310</u>	<u>10,090</u>	<u>9,940</u>	<u>9,790</u>	<u>9,640</u>	<u>9,420</u>	<u>9,200</u>

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	<u>30,010</u>	<u>29,370</u>	<u>28,730</u>	<u>28,310</u>	<u>27,880</u>	<u>27,460</u>	<u>26,820</u>	<u>26,180</u>
世帯								
11 ~ 20	<u>22,500</u>	<u>22,030</u>	<u>21,550</u>	<u>21,230</u>	<u>20,910</u>	<u>20,590</u>	<u>20,110</u>	<u>19,640</u>
21 ~ 30	<u>15,000</u>	<u>14,680</u>	<u>14,360</u>	<u>14,150</u>	<u>13,940</u>	<u>13,730</u>	<u>13,410</u>	<u>13,090</u>
31 ~ 40	<u>13,500</u>	<u>13,210</u>	<u>12,930</u>	<u>12,740</u>	<u>12,540</u>	<u>12,350</u>	<u>12,070</u>	<u>11,780</u>
41 ~ 50	<u>12,000</u>	<u>11,750</u>	<u>11,490</u>	<u>11,320</u>	<u>11,150</u>	<u>10,980</u>	<u>10,730</u>	<u>10,470</u>
51世帯以上	<u>10,500</u>	<u>10,280</u>	<u>10,050</u>	<u>9,900</u>	<u>9,760</u>	<u>9,610</u>	<u>9,380</u>	<u>9,160</u>

(25) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31~35人	5,360

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
	円
心理療法担当職員加算分	<u>5,346,807</u>

区分	年額
	円
個別対応職員分	<u>5,098,457</u>

(25) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31~35人	5,360

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
	円
心理療法担当職員加算分	<u>5,142,795</u>

区分	年額
	円
個別対応職員分	<u>4,799,304</u>

改正後

(27) 事務用採暖費加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

(28) 除雪費加算分保護単価  
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
1人当たり	円 <u>190</u>

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 <u>5,840</u>

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	円 120

(29) 降灰除去費加算分保護単価  
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 <u>144,180</u>

算 定 額

一 時 保 護 所 寒 冷 地 手 当	○寒冷地に所在する施設			
	支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
		扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
	1級地	131,900円	72,900円	51,700円
	2級地	116,800円	65,300円	44,000円
3級地	112,700円	64,300円	43,000円	
	4級地	89,000円	51,000円	36,800円
	注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。			
	(備考) 「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。			

現 行

(27) 事務用採暖費加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

(28) 除雪費加算分保護単価  
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
1人当たり	円 <u>180</u>

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 <u>5,680</u>

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	円 120

(29) 降灰除去費加算分保護単価  
児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 <u>139,960</u>

算 定 額

一 時 保 護 所 寒 冷 地 手 当	○寒冷地に所在する施設			
	支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
		扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
	1級地	131,900円	72,900円	51,700円
	2級地	116,800円	65,300円	44,000円
3級地	112,700円	64,300円	43,000円	
	4級地	89,000円	51,000円	36,800円
	注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。			
	(備考) 「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。			

改正後

現行

削除

2-2 加算分保護単価（公立施設（平成25年7月以降の単価））

（1）児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 216,910	円 212,240	円 207,560	円 204,440	円 201,320	円 198,200	円 193,520	円 188,840

（2）児童養護施設の1歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 202,970	円 198,660	円 194,360	円 191,490	円 188,620	円 185,750	円 181,440	円 177,140

（3）児童養護施設の2歳児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 144,040	円 140,990	円 137,930	円 135,890	円 133,860	円 131,820	円 128,760	円 125,710

（4）児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分 現員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 30,580	円 29,930	円 29,280	円 28,850	円 28,420	円 27,990	円 27,340	円 26,690

改正後

現 行

削除

(5) 里親支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,550	16,200	15,850	15,620	15,380	15,150	14,800	14,450
31～35人	14,190	13,880	13,580	13,380	13,180	12,980	12,680	12,380
36～40	12,410	12,150	11,890	11,710	11,530	11,360	11,100	10,830
41～45	11,030	10,800	10,560	10,410	10,250	10,100	9,860	9,630
46～50	9,930	9,720	9,510	9,370	9,230	9,090	8,880	8,670
51～55	9,030	8,830	8,640	8,520	8,390	8,260	8,070	7,880
56～60	8,270	8,100	7,920	7,810	7,690	7,570	7,400	7,220
61～65	7,640	7,470	7,310	7,200	7,100	6,990	6,830	6,670
66～70	7,090	6,940	6,790	6,690	6,590	6,490	6,340	6,190
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,060	5,920	5,780
76～80	6,200	6,070	5,940	5,850	5,770	5,680	5,550	5,410
81～85	5,840	5,710	5,590	5,510	5,430	5,340	5,220	5,100
86～90	5,510	5,400	5,280	5,200	5,120	5,050	4,930	4,810
91～95	5,220	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,670	4,560
96～100	4,960	4,860	4,750	4,680	4,610	4,540	4,440	4,330
101～105	4,730	4,630	4,530	4,460	4,390	4,320	4,220	4,120
106～110	4,510	4,410	4,320	4,260	4,190	4,130	4,030	3,940
111～115	4,310	4,220	4,130	4,070	4,010	3,950	3,860	3,770
116～120	4,130	4,050	3,960	3,900	3,840	3,780	3,700	3,610
121～125	3,970	3,880	3,800	3,740	3,690	3,630	3,550	3,460
126～130	3,820	3,730	3,650	3,600	3,550	3,490	3,410	3,330
131～135	3,670	3,600	3,520	3,470	3,410	3,360	3,280	3,210
136～140	3,540	3,470	3,390	3,340	3,290	3,240	3,170	3,090
141～145	3,420	3,350	3,280	3,230	3,180	3,130	3,060	2,990
146～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	2,960	2,890
151人以上	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	2,860	2,790

改正後

現 行

削除

イ 乳児院

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,660	48,610	47,560	46,850	46,150	45,450	44,400	43,350
11～15人	33,110	32,400	31,700	31,240	30,770	30,300	29,600	28,900
16～20人	24,830	24,300	23,780	23,430	23,070	22,720	22,200	21,670
21～25	19,860	19,440	19,020	18,740	18,460	18,180	17,760	17,340
26～30	16,550	16,200	15,850	15,620	15,380	15,150	14,800	14,450
31～35	14,190	13,880	13,580	13,380	13,180	12,980	12,680	12,380
36～40	12,410	12,150	11,890	11,710	11,530	11,360	11,100	10,830
41～45	11,030	10,800	10,560	10,410	10,250	10,100	9,860	9,630
46～50	9,930	9,720	9,510	9,370	9,230	9,090	8,880	8,670
51～55	9,030	8,830	8,640	8,520	8,390	8,260	8,070	7,880
56～60	8,270	8,100	7,920	7,810	7,690	7,570	7,400	7,220
61～65	7,640	7,470	7,310	7,200	7,100	6,990	6,830	6,670
66～70	7,090	6,940	6,790	6,690	6,590	6,490	6,340	6,190
71～75	6,620	6,480	6,340	6,240	6,150	6,060	5,920	5,780
76～80	6,200	6,070	5,940	5,850	5,770	5,680	5,550	5,410
81～85	5,840	5,710	5,590	5,510	5,430	5,340	5,220	5,100
86～90	5,510	5,400	5,280	5,200	5,120	5,050	4,930	4,810
91人以上	5,220	5,110	5,000	4,930	4,850	4,780	4,670	4,560

改正後

現行

削除

(6) 心理担当職員加算分保護単価 (常勤単価)

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31~35人	13,960	13,660	13,360	13,160	12,960	12,760	12,460	12,160
36~40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41~45	10,860	10,620	10,390	10,230	10,080	9,920	9,690	9,450
46~50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51~55	8,880	8,690	8,500	8,370	8,240	8,120	7,930	7,730
56~60	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090
61~65	7,510	7,350	7,190	7,080	6,980	6,870	6,710	6,540
66~70	6,980	6,830	6,680	6,580	6,480	6,380	6,230	6,080
71~75	6,510	6,370	6,230	6,140	6,040	5,950	5,810	5,670
76~80	6,100	5,970	5,840	5,750	5,670	5,580	5,450	5,320
81~85	5,750	5,620	5,500	5,420	5,330	5,250	5,130	5,000
86~90	5,430	5,310	5,190	5,110	5,040	4,960	4,840	4,720
91~95	5,140	5,030	4,920	4,840	4,770	4,700	4,590	4,480
96~100	4,880	4,780	4,670	4,600	4,530	4,460	4,360	4,250
101~105	4,650	4,550	4,450	4,380	4,320	4,250	4,150	4,050
106~110	4,440	4,340	4,250	4,180	4,120	4,060	3,960	3,860
111~115	4,250	4,150	4,060	4,000	3,940	3,880	3,790	3,700
116~120	4,070	3,980	3,890	3,830	3,780	3,720	3,630	3,540
121~125	3,910	3,820	3,740	3,680	3,620	3,570	3,480	3,400
126~130	3,760	3,670	3,590	3,540	3,490	3,430	3,350	3,270
131~135	3,620	3,540	3,460	3,410	3,360	3,300	3,230	3,150
136~140	3,490	3,410	3,340	3,290	3,240	3,190	3,110	3,040
141~145	3,370	3,290	3,220	3,170	3,120	3,080	3,000	2,930
146~150	3,250	3,180	3,110	3,070	3,020	2,970	2,900	2,830
151人以上	3,150	3,080	3,010	2,970	2,920	2,880	2,810	2,740

改正後

現 行

削除

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	48,870	47,820	46,770	46,060	45,360	44,660	43,610	42,560
11～15人	32,580	31,880	31,180	30,710	30,240	29,770	29,070	28,370
16～20	24,430	23,910	23,380	23,030	22,680	22,330	21,800	21,280
21～25	19,550	19,120	18,700	18,420	18,140	17,860	17,440	17,020
26～30	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～35	13,960	13,660	13,360	13,160	12,960	12,760	12,460	12,160
36～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～45	10,860	10,620	10,390	10,230	10,080	9,920	9,690	9,450
46～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51～55	8,880	8,690	8,500	8,370	8,240	8,120	7,930	7,730
56～60	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090
61～65	7,510	7,350	7,190	7,080	6,980	6,870	6,710	6,540
66～70	6,980	6,830	6,680	6,580	6,480	6,380	6,230	6,080
71～75	6,510	6,370	6,230	6,140	6,040	5,950	5,810	5,670
76～80	6,100	5,970	5,840	5,750	5,670	5,580	5,450	5,320
81～85	5,750	5,620	5,500	5,420	5,330	5,250	5,130	5,000
86～90	5,430	5,310	5,190	5,110	5,040	4,960	4,840	4,720
91人以上	5,140	5,030	4,920	4,840	4,770	4,700	4,590	4,480

ウ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,580	31,880	31,180	30,710	30,240	29,770	29,070	28,370
11～20世帯	24,430	23,910	23,380	23,030	22,680	22,330	21,800	21,280
21～30	16,290	15,940	15,590	15,350	15,120	14,880	14,530	14,180
31～40	12,210	11,950	11,690	11,510	11,340	11,160	10,900	10,640
41～50	9,770	9,560	9,350	9,210	9,070	8,930	8,720	8,510
51世帯以上	8,140	7,970	7,790	7,670	7,560	7,440	7,260	7,090

改正後

現 行

削除

(7) 個別対応職員加算分保護単価  
ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	円 54,300	円 53,130	円 51,960	円 51,180	円 50,400	円 49,620	円 48,460	円 47,290

イ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	円 32,580	円 31,880	円 31,180	円 30,710	円 30,240	円 29,770	円 29,070	円 28,370
11～20世帯	円 24,430	円 23,910	円 23,380	円 23,030	円 22,680	円 22,330	円 21,800	円 21,280
21～30	円 16,290	円 15,940	円 15,590	円 15,350	円 15,120	円 14,880	円 14,530	円 14,180
31～40	円 12,210	円 11,950	円 11,690	円 11,510	円 11,340	円 11,160	円 10,900	円 10,640
41～50	円 9,770	円 9,560	円 9,350	円 9,210	円 9,070	円 8,930	円 8,720	円 8,510
51世帯以上	円 8,140	円 7,970	円 7,790	円 7,670	円 7,560	円 7,440	円 7,260	円 7,090

改正後

現 行

削除

(8) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,450	14,150	13,840	13,640	13,430	13,230	12,920	12,620
31～35人	12,390	12,120	11,860	11,690	11,510	11,340	11,080	10,820
36～40	10,840	10,610	10,380	10,230	10,070	9,920	9,690	9,460
41～45	9,630	9,430	9,230	9,090	8,950	8,820	8,610	8,410
46～50	8,670	8,490	8,300	8,180	8,060	7,940	7,750	7,570
51～55	7,880	7,710	7,550	7,440	7,330	7,210	7,050	6,880
56～60	7,220	7,070	6,920	6,820	6,710	6,610	6,460	6,310
61～65	6,670	6,530	6,390	6,290	6,200	6,100	5,960	5,820
66～70	6,190	6,060	5,930	5,840	5,750	5,670	5,540	5,410
71～75	5,780	5,660	5,530	5,450	5,370	5,290	5,170	5,050
76～80	5,420	5,300	5,190	5,110	5,030	4,960	4,840	4,730
81～85	5,100	4,990	4,880	4,810	4,740	4,670	4,560	4,450
86～90	4,810	4,710	4,610	4,540	4,470	4,410	4,310	4,200
91～95	4,560	4,460	4,370	4,300	4,240	4,170	4,080	3,980
96～100	4,330	4,240	4,150	4,090	4,030	3,970	3,870	3,780
101～105	4,130	4,040	3,950	3,890	3,830	3,780	3,690	3,600
106～110	3,940	3,850	3,770	3,720	3,660	3,600	3,520	3,440
111～115	3,770	3,690	3,610	3,550	3,500	3,450	3,370	3,290
116～120	3,610	3,530	3,460	3,410	3,350	3,300	3,230	3,150
121～125	3,460	3,390	3,320	3,270	3,220	3,170	3,100	3,030
126～130	3,330	3,260	3,190	3,140	3,100	3,050	2,980	2,910
131～135	3,210	3,140	3,070	3,030	2,980	2,940	2,870	2,800
136～140	3,090	3,030	2,960	2,920	2,880	2,830	2,770	2,700
141～145	2,990	2,920	2,860	2,820	2,780	2,730	2,670	2,610
146～150	2,890	2,830	2,760	2,720	2,680	2,640	2,580	2,520
151人以上	2,790	2,730	2,680	2,640	2,600	2,560	2,500	2,440

改正後

現 行

削除

イ 児童自立支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,330	15,000	14,670	14,450	14,230	14,010	13,680	13,350
31～35人	13,140	12,850	12,570	12,380	12,200	12,010	11,730	11,440
36～40	11,490	11,250	11,000	10,840	10,670	10,510	10,260	10,010
41～45	10,220	10,000	9,780	9,630	9,490	9,340	9,120	8,900
46～50	9,190	9,000	8,800	8,670	8,540	8,400	8,210	8,010
51～55	8,360	8,180	8,000	7,880	7,760	7,640	7,460	7,280
56～60	7,660	7,500	7,330	7,220	7,110	7,000	6,840	6,670
61～65	7,070	6,920	6,770	6,670	6,570	6,460	6,310	6,160
66～70	6,570	6,420	6,280	6,190	6,100	6,000	5,860	5,720
71～75	6,130	6,000	5,860	5,780	5,690	5,600	5,470	5,340
76～80	5,740	5,620	5,500	5,420	5,330	5,250	5,130	5,000
81～85	5,410	5,290	5,170	5,100	5,020	4,940	4,830	4,710
86～90	5,110	5,000	4,890	4,810	4,740	4,670	4,560	4,450
91～95	4,840	4,730	4,630	4,560	4,490	4,420	4,320	4,210
96～100	4,590	4,500	4,400	4,330	4,270	4,200	4,100	4,000
101～105	4,380	4,280	4,190	4,130	4,060	4,000	3,910	3,810
106～110	4,180	4,090	4,000	3,940	3,880	3,820	3,730	3,640
111～115	3,990	3,910	3,820	3,770	3,710	3,650	3,570	3,480
116～120	3,830	3,750	3,660	3,610	3,550	3,500	3,420	3,330
121～125	3,670	3,600	3,520	3,460	3,410	3,360	3,280	3,200
126～130	3,530	3,460	3,380	3,330	3,280	3,230	3,150	3,080
131～135	3,400	3,330	3,260	3,210	3,160	3,110	3,040	2,960
136～140	3,280	3,210	3,140	3,090	3,050	3,000	2,930	2,860
141～145	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,900	2,830	2,760
146～150	3,060	3,000	2,930	2,890	2,840	2,800	2,730	2,670
151人以上	2,960	2,900	2,840	2,790	2,750	2,710	2,640	2,580

改正後

現行

削除

(9) 看護師加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,100	13,750	13,410	13,180	12,950	12,720	12,380	12,040
31～35人	12,080	11,790	11,490	11,300	11,100	10,900	10,610	10,320
36～40	10,570	10,310	10,060	9,880	9,710	9,540	9,280	9,030
41～45	9,400	9,170	8,940	8,790	8,630	8,480	8,250	8,020
46～50	8,460	8,250	8,040	7,910	7,770	7,630	7,430	7,220
51～55	7,690	7,500	7,310	7,190	7,060	6,940	6,750	6,560
56～60	7,050	6,870	6,700	6,590	6,470	6,360	6,190	6,020
61～65	6,500	6,340	6,190	6,080	5,980	5,870	5,710	5,550
66～70	6,040	5,890	5,740	5,650	5,550	5,450	5,300	5,160
71～75	5,640	5,500	5,360	5,270	5,180	5,090	4,950	4,810
76～80	5,280	5,150	5,030	4,940	4,850	4,770	4,640	4,510
81～85	4,970	4,850	4,730	4,650	4,570	4,490	4,370	4,250
86～90	4,700	4,580	4,470	4,390	4,310	4,240	4,120	4,010
91～95	4,450	4,340	4,230	4,160	4,090	4,010	3,910	3,800
96～100	4,230	4,120	4,020	3,950	3,880	3,810	3,710	3,610
101～105	4,020	3,930	3,830	3,760	3,700	3,630	3,530	3,440
106～110	3,840	3,750	3,650	3,590	3,530	3,470	3,370	3,280
111～115	3,670	3,580	3,490	3,430	3,380	3,320	3,230	3,140
116～120	3,520	3,430	3,350	3,290	3,230	3,180	3,090	3,010
121～125	3,380	3,300	3,210	3,160	3,100	3,050	2,970	2,890
126～130	3,250	3,170	3,090	3,040	2,990	2,930	2,850	2,770
131～135	3,130	3,050	2,980	2,930	2,870	2,820	2,750	2,670
136～140	3,020	2,940	2,870	2,820	2,770	2,720	2,650	2,580
141～145	2,910	2,840	2,770	2,720	2,680	2,630	2,560	2,490
146～150	2,820	2,750	2,680	2,630	2,590	2,540	2,470	2,400
151人以上	2,720	2,660	2,590	2,550	2,500	2,460	2,390	2,330

改正後

現行

削除

(10) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	28,900	28,290	27,680	27,280	26,870	26,460	25,850	25,240
11~20	21,680	21,220	20,760	20,460	20,150	19,850	19,390	18,930
21~30	14,450	14,150	13,840	13,640	13,430	13,230	12,920	12,620
31~40	13,000	12,730	12,460	12,270	12,090	11,910	11,630	11,360
41~50	11,560	11,320	11,070	10,910	10,750	10,580	10,340	10,090
51世帯以上	10,110	9,900	9,690	9,540	9,400	9,260	9,050	8,830

(11) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	47,140	46,080	45,020	44,320	43,610	42,910	41,850	40,790
20世帯	23,570	23,040	22,510	22,160	21,800	21,450	20,920	20,390

(12) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯	23,460	22,940	22,410	22,060	21,710	21,360	20,830	20,310
21~30	15,640	15,290	14,940	14,710	14,470	14,240	13,890	13,540
31~40	11,730	11,470	11,200	11,030	10,850	10,680	10,410	10,150
41~50	10,560	10,320	10,080	9,930	9,770	9,610	9,370	9,140
51世帯以上	9,380	9,170	8,960	8,820	8,680	8,540	8,330	8,120

改正後

現 行

削除

(13) 小規模グループケア加算分保護単価  
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,800	19,450	19,100	18,860	18,630	18,390	18,040	17,690
31～35人	16,970	16,670	16,370	16,170	15,970	15,770	15,460	15,160
36～40	14,850	14,580	14,320	14,140	13,970	13,790	13,530	13,270
41～45	13,200	12,960	12,730	12,570	12,420	12,260	12,030	11,790
46～50	11,880	11,670	11,460	11,320	11,170	11,030	10,820	10,610
51～55	10,800	10,600	10,410	10,290	10,160	10,030	9,840	9,650
56～60	9,900	9,720	9,550	9,430	9,310	9,190	9,020	8,840
61～65	9,130	8,970	8,810	8,700	8,600	8,490	8,330	8,160
66～70	8,480	8,330	8,180	8,080	7,980	7,880	7,730	7,580
71～75	7,920	7,780	7,640	7,540	7,450	7,350	7,210	7,070
76～80	7,420	7,290	7,160	7,070	6,980	6,890	6,760	6,630
81～85	6,980	6,860	6,740	6,650	6,570	6,490	6,370	6,240
86～90	6,600	6,480	6,360	6,280	6,210	6,130	6,010	5,890
91～95	6,250	6,140	6,030	5,950	5,880	5,810	5,690	5,580
96～100	5,940	5,830	5,730	5,660	5,590	5,520	5,410	5,300
101～105	5,650	5,550	5,450	5,390	5,320	5,250	5,150	5,050
106～110	5,400	5,300	5,200	5,140	5,080	5,010	4,920	4,820
111～115	5,160	5,070	4,980	4,920	4,860	4,800	4,700	4,610
116～120	4,950	4,860	4,770	4,710	4,650	4,590	4,510	4,420
121～125	4,750	4,660	4,580	4,520	4,470	4,410	4,330	4,240
126～130	4,570	4,480	4,400	4,350	4,300	4,240	4,160	4,080
131～135	4,400	4,320	4,240	4,190	4,140	4,080	4,010	3,930
136～140	4,240	4,160	4,090	4,040	3,990	3,940	3,860	3,790
141～145	4,090	4,020	3,950	3,900	3,850	3,800	3,730	3,660
146～150	3,960	3,890	3,820	3,770	3,720	3,680	3,610	3,530
151人以上	3,830	3,760	3,690	3,650	3,600	3,560	3,490	3,420

改正後

現 行

削除

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	59,400	58,350	57,290	56,590	55,890	55,190	54,140	53,090
11～15人	39,600	38,900	38,190	37,730	37,260	36,790	36,090	35,390
16～20	29,700	29,170	28,650	28,290	27,940	27,590	27,070	26,540
21～25	23,760	23,340	22,920	22,640	22,350	22,070	21,650	21,230
26～30	19,800	19,450	19,100	18,860	18,630	18,390	18,040	17,690
31～35	16,970	16,670	16,370	16,170	15,970	15,770	15,460	15,160
36～40	14,850	14,580	14,320	14,140	13,970	13,790	13,530	13,270
41～45	13,200	12,960	12,730	12,570	12,420	12,260	12,030	11,790
46～50	11,880	11,670	11,460	11,320	11,170	11,030	10,820	10,610
51～55	10,800	10,600	10,410	10,290	10,160	10,030	9,840	9,650
56～60	9,900	9,720	9,550	9,430	9,310	9,190	9,020	8,840
61～65	9,130	8,970	8,810	8,700	8,600	8,490	8,330	8,160
66～70	8,480	8,330	8,180	8,080	7,980	7,880	7,730	7,580
71～75	7,920	7,780	7,640	7,540	7,450	7,350	7,210	7,070
76～80	7,420	7,290	7,160	7,070	6,980	6,890	6,760	6,630
81～85	6,980	6,860	6,740	6,650	6,570	6,490	6,370	6,240
86～90	6,600	6,480	6,360	6,280	6,210	6,130	6,010	5,890
91人以上	6,250	6,140	6,030	5,950	5,880	5,810	5,690	5,580

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,800	19,450	19,100	18,860	18,630	18,390	18,040	17,690
31～35人	16,970	16,670	16,370	16,170	15,970	15,770	15,460	15,160
36～40	14,850	14,580	14,320	14,140	13,970	13,790	13,530	13,270
41～45	13,200	12,960	12,730	12,570	12,420	12,260	12,030	11,790
46人以上	11,880	11,670	11,460	11,320	11,170	11,030	10,820	10,610

(14) 心理担当職員加算分保護単価（常勤的非常勤・非常勤単価  
2-1 加算分保護単価と同額

改正後

現 行

削除

(15) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	780	770	750	730	720	710	690	670
31～35人	670	660	640	630	620	600	590	570
36～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～45	520	510	500	490	480	470	460	440
46～50	470	460	450	440	430	420	410	400
51～55	430	420	400	400	390	380	370	360
56～60	390	380	370	360	360	350	340	330
61～65	360	350	340	340	330	320	310	310
66～70	330	330	320	310	310	300	290	280
71～75	310	300	300	290	290	280	270	260
76～80	290	280	280	270	270	260	250	250
81～85	270	270	260	260	250	250	240	230
86～90	260	250	250	240	240	230	230	220
91～95	240	240	230	230	220	220	210	210
96～100	230	230	220	220	210	210	200	200
101～105	220	220	210	210	200	200	190	190
106～110	210	210	200	200	190	190	180	180
111～115	200	200	190	190	180	180	180	170
116～120	190	190	180	180	180	170	170	160
121～125	180	180	180	170	170	170	160	160
126～130	180	170	170	170	160	160	160	150
131～135	170	170	160	160	160	150	150	140
136～140	160	160	160	150	150	150	140	140
141～145	160	150	150	150	150	140	140	130
146～150	150	150	150	140	140	140	130	130
151人以上	150	140	140	140	140	130	130	130

改正後

現 行

削除

イ 乳児院

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,360	2,300	2,250	2,210	2,170	2,130	2,070	2,010
11～15人	1,570	1,530	1,500	1,470	1,440	1,420	1,380	1,340
16～20	1,180	1,150	1,120	1,100	1,080	1,060	1,030	1,000
21～25	940	920	900	880	860	850	830	800
26～30	780	770	750	730	720	710	690	670
31～35	670	660	640	630	620	600	590	570
36～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～45	520	510	500	490	480	470	460	440
46～50	470	460	450	440	430	420	410	400
51～55	430	420	400	400	390	380	370	360
56～60	390	380	370	360	360	350	340	330
61～65	360	350	340	340	330	320	310	310
66～70	330	330	320	310	310	300	290	280
71～75	310	300	300	290	290	280	270	260
76～80	290	280	280	270	270	260	250	250
81～85	270	270	260	260	250	250	240	230
86～90	260	250	250	240	240	230	230	220
91人以上	240	240	230	230	220	220	210	210

ウ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	780	770	750	730	720	710	690	670
31～35人	670	660	640	630	620	600	590	570
36～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～45	520	510	500	490	480	470	460	440
46人以上	470	460	450	440	430	420	410	400

改正後

現 行

削除

エ 母子生活支援施設

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,570	1,530	1,500	1,470	1,440	1,420	1,380	1,340
11～20世帯	1,180	1,150	1,120	1,100	1,080	1,060	1,030	1,000
21～30	780	770	750	730	720	710	690	670
31～40	590	570	560	550	540	530	510	500
41～50	470	460	450	440	430	420	410	400
51世帯以上	390	380	370	360	360	350	340	330

(16) 寒冷地加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(17) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(18) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(19) 学習指導費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(20) 乳児院(定員40名以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(21) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(22) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(23) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

改正後

現 行

削除

(24) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	28,900	28,290	27,680	27,280	26,870	26,460	25,850	25,240
—世帯								
11 ～ 20	21,680	21,220	20,760	20,460	20,150	19,850	19,390	18,930
21 ～ 30	14,450	14,150	13,840	13,640	13,430	13,230	12,920	12,620
31 ～ 40	13,000	12,730	12,460	12,270	12,090	11,910	11,630	11,360
41 ～ 50	11,560	11,320	11,070	10,910	10,750	10,580	10,340	10,090
51世帯以上	10,110	9,900	9,690	9,540	9,400	9,260	9,050	8,830

(25) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(26) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(27) 事務用採暖費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(28) 除雪費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

(29) 降灰除去費加算分保護単価

2-1 加算分保護単価と同額

## 改正後

別表 2

## 児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

## 現行

別表 2

## 児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

## 改正後

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 現行

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 改正後

## (2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

## 通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

## (参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 現行

## (2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

## 通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

## (参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 改正後

## (3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

## 現行

## (3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

## 改正後

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員40人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 現行

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員40人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

改正後

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

現行

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 改正後

## (5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)

## 現行

## (5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	1人。(非常勤)

## 改正後

## (6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談 員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

## 通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

## (参考：加算職員一覧(情緒障害児短期治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 現行

## (6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談 員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

## 通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

## (参考：加算職員一覧(情緒障害児短期治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

## 改正後

## (7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

## (8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

## (9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

## (10) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

## 現行

## (7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

## (8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

## (9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

## (10) 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

